

博 士 論 文

2013 年度

信用状の独立性の例外に関する法的研究

—国際海事詐欺を中心として—

(International Maritime Fraud : the exception of independence of
the letter of credit)

京都産業大学	大学院
法学研究科	法律学専攻
博士後期課程	3年
指導教授	清河 雅孝
学籍番号	951087
董 向荣 (トウ コウエイ)	

信用状の独立性の例外に関する法的研究

—国際海事詐欺を中心として—

(International Maritime Fraud : the exception of independence of the letter of credit)

目次

はじめに	2
第1章 信用状概述	3
1.1 節 信用状の概念	4
1.1.1 理論解釈	4
1.1.2 国際慣例	5
1.1.3 国内立法	7
1.1.4 信用状の機能	7
1、代金の回収	8
2、信用の移転	8
3、コストの削減	8
4、訴訟コストの移転	8
5、法廷地の移転	9
1.1.5 信用状の意義に関する判例	10
1.2 節 信用状の発展歴史	10
1.2.1 萌芽時代	11
1.2.2 発展時期	11
1.2.3 現代の信用状	12
1.2.4 信用状の発展に関する判例	13
1.3 節 信用状の当事者及び当事者間の法律関係	13
1.3.1 発行依頼人(Applicant)	14
1.3.2 受益者(Beneficiary)	14
1.3.3 発行銀行(Issuing Bank)	15
1.3.4 通知銀行(Advising Bank)と第二通知銀行(Second Advising Bank)	16
1.3.5 確認銀行(Confirming Bank)	16

1.3.6	指定銀行(Nominated Bank)	17
1.3.7	補償銀行(Reimbursing Bank)	17
1.4	信用状の種類	17
1.4.1	要求書類の有無による分類	18
1	ドキュメンタリー信用状(Documentary Credit)	18
2	クリーン信用状(Clean Credit)	19
1.4.2	発行銀行の責任による分類	19
1	取消可能信用状(Revocable Credit)	20
2	取消不能信用状(Irrevocable Credit)	22
1.4.3	使用方法(信用状による給付の方法)による分類	22
1	一覽払信用状(Sight Payment Credit)	24
2	後日払信用状(Deferred Payment Credit)	24
3	引受信用状(Acceptance Credit)	24
4	買取信用状(Negotiation Credit)	25
1.4.4	第三者による信用補強の有無による分類	26
1	無確認信用状(Unconfirmed Credit)	26
2	確認信用状(Confirmed Credit)	28
1.4.5	信用状の種々の区分	29
1	付加された性質または特殊条件による区分	29
(1)	譲渡可能信用状(Transferable Credit)	29
(2)	回転信用状(Revolving credit)	30
(3)	レッドクローズ付信用状(Red Clause Credit)	30
(4)	エスクロウ信用状(Escrow Credit)	30
2	背後にある特殊事情による区分	30
(1)	見返り信用状 (Back-to Back Credit)	32
(2)	国内信用状(Domestic Credit,Local Credit)	33
3	使用目的による区分	33
(1)	荷為替信用状(Documentary Letter of Credit)	33
(2)	スタンバイ信用状(Standby Letter of Credit)	33
(3)	旅行信用状(Traveler's Credit)	33
1.5	信用状の特徴	33
1.5.1	信用状の独立性	34
1	信用状独立性の経済効能	35
2	法律と規則に基づく信用状独立性の確立	35
(1)	UCP600における信用状独立性の確立	35
(2)	UCC 第5編における信用状独立性の確立	36

(3) 中国司法解釈における信用状独立性の確立	36
3、世界各国判例における信用状独立性の確立	36
(1) 英米法系国家における信用状独立性の確立	37
(2) 大陸法系国家における信用状独立性の確立	37
(3) 中国裁判所における信用状独立性に関する判例	38
1.5.2 信用状の書類取引性	38
1、国際慣例と成文法における書類取引性の表現	38
(1) 書類取引性に関する UCP600 の規定	39
(2) 書類取引性に関する「荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際基準 銀行実務」(ISBP681 と略称する)	39
(3) 書類取引性に関する UCC 第 5 編の規定	40
2、信用状書類取引性の種類	40
(1) 絶対的厳格一致基準—鏡像基準 (Mirror Image)	41
(2) 実質的一致基準—鏡像基準の衡平	41
(3) 新審査基準—理性的書類審査員	42
3、中国実務における信用状書類取引性の確立	42
4、信用状書類取引性に関する判例	45
1.5.3 独立性・書類取引性の長所と短所	45
1、発行銀行にとっての長所と短所	46
2、発行依頼人にとっての長所と短所	46
3、指定銀行にとっての長所と短所	46
4、受益者にとっての長所と短所	47
1.5.4 信用状と保証状	47
1.6 節 信用状の融資機能	47
1.6.1 信用状融資の特徴	48
1.6.2 信用状の機能に関する判例	49
第 2 章 信用状の法律枠組	49
2.1 節 国際商業会議所の規則	49
2.1.1 「ICC 荷為替信用状に関する統一規則および慣例」	49
1、UCP の歴史発展	51
2、銀行実務の規則である UCP	53
2.1.2 「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」への電子呈示に関する追補 (eUCP)	53
1、貿易電子化	53
(1) セキュリティ強化とサプライチェーンマネジメント	54
(2) 書類の自動チェック	54

(3) 貿易関連書類の基準化.....	55
(4) 信用状送付の電子化.....	55
(5) 信用状取引における銀行慣行の変化.....	55
2、貿易電子化の動向.....	55
(1) 電子運送書類の要件.....	56
(2) Bolero (ボレロ).....	57
(3) TSU.....	57
3、eUCP の適用範囲・定義.....	57
(1) eUCP の制定と判版 (Version).....	57
(2) eUCP の第 1 条適用範囲.....	58
(3) eUCP の第 2 条 UCP に対する関係.....	58
2.1.3 「ICC 契約保証証券統一規則」(Uniform Rules for Contract Guarantees ; URCG325).....	58
2.1.4 「ICC 請求払保証に関する統一規則」(Uniform Rules for Demand Guarantees ; URDG758).....	59
2.1.5 「国際スタンバイ規則」 (International Standby Practices ; ISP98)	59
2.2 節 国際条約 (「国連独立担保およびスタンバイ信用状条約」).....	59
2.3 節 成文法の規定.....	59
2.3.1 「アメリカ統一商法典」.....	60
2.3.2 国際取引における信用状に関する中国の規範.....	61
第 3 章 信用状詐欺に関する一般理論.....	61
3.1 節 信用状独立性の限界としての詐欺.....	61
3.1.1 例外制限説.....	62
3.1.2 例外拡張説.....	64
3.1.3 信用状機能保全説.....	65
3.2 節 信用状詐欺の概念、種類および発生原因.....	65
3.2.1 信用状詐欺の概念.....	65
3.2.2 信用状詐欺の種類.....	65
1、信用状における書類の詐欺による分類.....	70
2、信用状における当事者による分類.....	73
3、信用状詐欺の分類に関する判例の分析.....	73
(1) 書類の不実記載.....	75
(2) 第三者による書類の不実記載.....	80
(3) 原因取引における商品の瑕疵.....	81
3.2.3 信用状詐欺の発生原因.....	81

1、信用状詐欺の客観的発生原因	82
2、信用状詐欺の主観的発生原因	83
3.3 節 信用状詐欺の認定	83
3.3.1 信用状詐欺の主体	83
1、狭義説	83
2、広義説	85
3.3.2 信用状詐欺の基準	85
1、信用状詐欺の主観的基準	87
2、信用状詐欺の客観的基準	89
3、信用状詐欺の証明基準	91
3.3.3 信用状詐欺の立証責任	91
1、立証責任の定義	91
2、立証責任の法律性質	92
3、信用状詐欺による独立性の例外における立証責任の分配	93
3.3.4 中国法律における信用状詐欺に関する認定	93
1、信用状詐欺の範囲に関する規定	93
2、詐欺の実施主体に関する規定	94
3、詐欺の主観的故意	94
4、詐欺の客観的基準	94
5、立証責任	94
3.4 節 信用状詐欺および信用状詐欺罪の比較	94
3.4.1 国際における信用状詐欺と信用状詐欺罪に関する認定	94
1、日本刑法典	94
2、ドイツ刑法典	95
3、フランス刑法典	95
4、スウェーデン刑法典	95
5、イギリス刑法に基づく信用状詐欺罪の規定	95
(1) Forgery and Counterfeiting Act 1981(1981年「偽造と模造法」)	96
(2) Fraud Act 2006(2006年「詐欺法」)	96
3.4.2 中国信用状詐欺と信用状詐欺罪に関する認定	97
第4章 信用状独立性の例外の概況	97
4.1 節 信用状独立性の例外の発展	98
4.2 節 信用状独立性の例外に関する法理の分析	98
4.2.1 信義誠実原則の違反	99
4.2.2 取引安全原則の違反	99
4.2.3 詐欺による無効または取消の原則の違反	99

4.2.4	公序良俗原則の違反	100
4.3 節	信用状独立性の例外の価値	100
4.3.1	信用状独立性に関する完全および発展の補助.....	100
4.3.2	信用状書類取引性の補足	101
第 5 章	信用状独立性の例外における比較法分析	101
5.1 節	アメリカの成文法の規定	101
5.1.1	改正前の UCC 第 5 編の規定	101
1、	改正前の条文.....	102
2、	改正前の公式解釈	104
3、	改正前の条文の趣旨.....	105
5.1.2	改正後の UCC 第 5 編の規定	105
1、	改正後の条文.....	106
2、	改正後の公式解釈	108
3、	改正後の条文の趣旨.....	112
4、	改正後の条文と UCP との関連	112
5、	改正後の条文解釈上の問題.....	113
5.2 節	イギリス判例法の規定.....	113
5.2.1	イギリス裁判所の慎重な態度	115
5.2.2	イギリスにおける信用状独立性の例外を適用する困難な現状.....	115
5.2.3	イギリスにおける信用状独立性の例外の確立.....	117
5.3 節	国際商事慣例の規定	117
5.3.1	UCP	118
5.3.2	URCG	118
5.3.3	URDG	118
5.3.4	ISP98.....	118
5.4 節	国際条約における詐欺に関する規定.....	118
5.4.1	発行依頼人の誠実義務と合理注意義務.....	119
5.4.2	受益人の権利濫用	119
5.4.3	発行依頼人の詐欺例外抗弁	120
5.5 節	中国司法実務における信用状詐欺による独立性の例外	120
5.5.1	民事詐欺の基準に基づく信用状詐欺の認定	123
5.5.2	信用状における船荷証券の詐欺による独立性の例外の確立.....	128
5.5.3	信用状自体の詐欺による独立性の例外の確立.....	130
第 6 章	信用状独立性の例外の立法モデル	130
6.1 節	判例法と成文法並行立法モデル	130
6.1.1	信用状独立性の例外に関する条件の確立	130

6.1.2	信用状独立性の例外に関する適用基準の確立	133
6.1.3	信用状独立性の例外における「有限的例外」の確立	134
6.2 節	判例法立法モデル	134
6.2.1	イギリス	134
6.2.2	カナダ	135
6.2.3	オーストラリア	135
6.2.4	シンガポール	135
6.3 節	民商法法律原則の援用の立法モデル	136
6.3.1	ドイツ法（誠実信用原則）	136
6.3.2	日本（信義則と権利濫用）	138
6.3.3	スイス法（詐欺と権利濫用）	138
6.3.4	韓国法（信頼原則）	139
6.3.5	フランス法（権利濫用の禁止）	140
6.4 節	中国の立法モデルの選択	140
6.4.1	信用状詐欺における独立性の例外の原理	141
6.4.2	統一司法解釈の制定	143
第7章	信用状独立性の例外による法律効果	143
7.1 節	黙示条項説	144
7.2 節	司法上の救済	144
7.2.1	禁止命令	144
1、	アメリカ法の禁止命令	146
2、	イギリス法の禁止命令	146
7.2.2	大陸法系の司法救済	147
1、	ドイツ司法救済	147
2、	フランス司法救済	147
3、	スイス司法救済	147
4、	日本司法救済	148
5、	中国法律規定の司法救済	152
7.3 節	銀行の支払拒否権	152
7.3.1	銀行の支払拒否権に関する性質の検討	152
7.3.2	銀行の支払拒否権の行使における条件	157
7.3.3	銀行の支払拒否権の行使における手続き	159
7.3.4	銀行の不当な支払拒否の効果	160
7.3.5	中国法律における銀行拒否権	160
第8章	信用状独立性の例外の適用例外	160
8.1 節	適用例外制度の概述	160

8.1.1	独立性例外の適用の分類.....	161
1、	善意の受益者に対する適用例外.....	162
2、	正当な所持人に対する適用例外.....	162
8.1.2	適用例外制度の理論基礎.....	162
1、	公平取引原則.....	163
2、	善意取得制度.....	163
8.2 節	適用例外制度の適用条件.....	163
8.2.1	主体条件	164
8.2.2	主観的条件	164
8.2.3	客観的条件	165
8.3 節	適用例外制度の司法運用.....	165
8.3.1	アメリカにおける適用例外制度の司法運用	170
8.3.2	イギリス判例法における適用例外制度の司法運用	171
8.3.3	中国における適用例外制度に関する規定.....	171
第9章	総括.....	171
9.1 節	信用状詐欺の形態に関する総括	172
9.2 節	信用状詐欺の認定と独立性の例外を援用する条件に関する総括.....	172
9.2.1	UCC による認定	172
1、	詐欺的行為を行う者に関する認定	172
2、	独立性の例外を援用する条件	172
9.2.2	UCP による認定.....	173
9.2.3	中国司法解釈による認定.....	173
1、	詐欺的行為を行う者に関する認定	173
2、	独立性の例外を援用する条件	173
9.3 節	信用状詐欺に対する司法救済に関する総括	174
9.3.1	UCC による司法救済.....	174
9.3.2	中国司法解釈による司法救済.....	174
9.4 節	信用状独立性の例外に関する適用例外の総括.....	174
9.4.1	UCC による適用例外.....	174
9.4.2	中国司法解釈による適用例外.....	176
おわりに	176
参考文献一覧	182

はじめに

信用状(Letter of Credit)は、国際間の貿易取引における決済手段、支払手段として重要な役割を果たし幅広く利用されている。一方において、信用状の中身、またはそれを支える信用状統一規則の解釈を巡る争いなども発生している。いくつかの世界規模の調査によると、信用状に基づき呈示された書類の約70%がディスクレパンシーのために、支払を拒絶され、決済手段または支払手段としての効果に否定的な側面を持たれたときもあったようである¹。このような事態を改善するため、決済手段および支払手段としての信用状の役割が十分果たせるように、2006年10月、国際商業会議所(International Chamber of Commerce:ICC)年会で、「ICC 荷為替信用状に関する統一規則および慣例」(Uniform Customs and Practice for Documentary Credits 2007 Revision²)が改訂され、2007年7月1日から施行された。さらに、国際貿易間の信用状取引の指導準則として使われている。しかし、信用状の独立性などの特徴は、国際貿易に対して、相対的便利と発展をもたらしたとしても、貿易取引において、独立性を固執すれば、信義誠実原則に違反するおそれがある。もっとも、信用状は異なる国間の貿易取引の中に詐欺を免れるために作られたものである。けれども、支払手段としての信用状は国際貿易における詐欺の発生を避けることはできないのみならず、信用状制度の書類取引原則と独立性原則をもって、その他の要素を考量しない特徴があるので、信用状詐欺を引き起こし続けている。

信用状詐欺は、信用状をめぐる紛争において、頻繁に法律の適用に関する論争を引き起こし、物品売買、手形、運送、保険などの法律関係まで及んでいる事件類型の一つである。さらに、正常な国際貿易の秩序を混乱させ、世界各国の対外貿易に重大な損害をもたらした。したがって、詐欺による信用状独立性の例外を設ける必要に迫られてきた。信用状独立性の例外は、理論上のみならず、国際貿易の実務においても、信用状法律制度の基本原則になるべきである。

世界先進国においては、信用状詐欺による独立性の例外に対する研究が発達している。アメリカでは、ただ信用状独立性の例外原則を確立したのみならず、その指導的判例で

¹ 国際商業会議所の調査によったものである。

² 信用状統一規則が改訂され、「ICC 荷為替信用状に関する統一規則及び慣例」(UCP600、2007年改訂版として、2007年7月1日から施行されている。)は、国際商業会議所によって、1933年に制定され、今回で第6回の改訂となる。国際商業会議所は、1920年、パリに創設された民間企業の世界ビジネス機構。国際貿易と投資の促進、自由で公正な市場経済の発展、世界経済を取り巻く諸問題への取組を目的とし、国際機関や各国政府に対して民間の立場から政策提言、信用状統一規則・インコタームズ(Incoterms:貿易取引におけるCIF、FOBなどの13種類の取引条件の統一解釈である)など国際取引慣習に関する共通ルールの作りが行っている。会員は130国、約7400社(ICCホームページから要約)がある。UCPは、75年の歴史をもち、世界中に広く普及している国際規則であるが、ICCという私的な国際組織が制定した任意規則である。したがって、インコタームズと同様に、この規則を適用するときは、「契約自由の原則」に基づき、基本的に関係当事者の合意が前提となっている。

ある *Sztejn* 判例³も各国の信用状詐欺事件の審理依拠となった。明文規定のないイギリスでは、判例法として形成され、絶え間なしに整備してきた。英米法における信用状独立性の例外の研究を通じて、両国において、信用状独立性を尊重しつつ、独立性の例外を厳格に適用している。すなわち、この信用状独立性の例外の適用要件、善意の第三者の保護、信用状独立性の例外の否定などをもって、独立性の例外原則を制限している。例外の援用について、イギリスはアメリカより厳格である。

中国においては、信用状独立性の例外をめぐる研究について、発展の過程がある。20世紀90年代から信用状詐欺問題に関する研究が始まった。この時期において、主に信用状詐欺と信用状独立性の紹介および信用状詐欺の防犯対策に関する研究が行われていた。近年、民法および国際取引法の領域にも信用状について、盛んに議論されてきた。学者が信用状詐欺による独立性の例外を体系的に検討したうえで、詐欺の認定基準、救済手段および信用状詐欺と原因取引における詐欺の当事者関係などの問題との結びつき、司法実務の典型的な判例に焦点をあてて研究してきた。

信用状を用いた取引は、その基礎となった原因である取引とは別個であり、独立している旨の独立性、および書類に関する表示の審査による書類取引という独特の準則によって行われる。信用状の実務では、これらの準則に逆手をとって、受益者が、偽造の船荷証券や偽造検査証明書を呈示し、または契約の本旨に適合していない物品を船積したにもかかわらず、契約に基づく貨物を積み出したような外観を装った書類（船荷証券）を呈示することにより、発行銀行から不法に支払を受ける事例が散見される一方、他方において発行依頼人が受益者の違法行為があることを理由に、裁判所から信用状の支払禁止命令(*Injunction*)を得て対抗することになる。このように、信用状取引については、信用状の発行銀行による支払の確実性と、受益者による偽造・詐欺からの発行依頼人の保護をどのように調和させていくかという問題は、極めて困難かつ深刻な問題である。この問題の解決は、国際商業会議所の制定した *UCP600* によることはできず、もっぱら準拠法となる国内法に委ねられる。

信用状詐欺事件はその専門性が強いため、多くの法律、社会問題を引き起こした。金融パニックの複雑な内外環境の下で、信用状詐欺事件を妥当に処置することが、理論と実務に対する挑戦だと言える。その上、経済の発展に伴い、新しい犯罪手段、形式も絶えなく現れる。本論文は、信用状詐欺の事例から着手し、頻繁に発生する問題と典型的な判例を検討し、「理論と実務とをバックフィットしながら、実務から生まれる正しい認識が理論を促進する。」という客観的法則に従い、信用状詐欺の現状と特徴などに対する精細な研究を行い、信用状詐欺犯罪に関する防犯政策を考察し、国際貿易秩序および司法実務に有力かつ確実な理論根拠を提供することを目的にする。

第1章 信用状概述

³ *Sztejn v. J. Henry Schroder Banking Corp.*, 177 Misc.719,31 N.Y.S.2d 631(1941).

グローバル社会において、貿易取引の売買双方の合意による売買契約を締結することになっても、外国に所在する買主の支払能力、誠実さなどの信用状態を把握することは難しく、取引の相手方の信用状態に起因する取引上のリスクが、依然として存在する。双方の取引リスクを軽減することが図れるため、その信用を補完するものとしての信用状が発達してきた。

信用状は、それを発行する銀行(発行銀行)が売主などの信用状の受益者に対して、信用状の条件を充足することを条件として、一定の金額の支払を約束するものである。これによってドキュメンタリー取立の利点に銀行の信用が加わり、貿易取引がいつそう円滑に行われるようになった。貿易代金の決済手段として使われる信用状は、商業書類を支払のための要件として要求しているドキュメンタリー信用状である。このようなドキュメンタリー信用状のうち、商業送り状、運送書類など、物品の船積みを証する書類を要求している信用状、すなわち、本論文の主体である貿易代金決済のための荷為替信用状⁴と呼ぶ。

売買契約において代金決済を信用状によることと決めた場合に、買主である発行依頼人が銀行に依頼して信用状を発行してもらうことになる。商業送り状、船荷証券、保険証券および包装明細書を要求しているので、受益者は船積を行ったあと、それらの書類を整えて、信用状が指定している銀行(指定銀行)に呈示して買取(Negotiation)を依頼する。指定銀行は書類を点検して、信用状条件に合致している場合には買取を行って、受益者に代金を支払、書類を発行銀行へ送付して、補償を請求するという手順で信用状の取引が進行する。

このような荷為替信用状は、長年の歴史をたて貿易代金の重要な決済手段として世界中に認知され、多くの貿易取引において使用されているが、発行依頼人および受益者にとって、長所と短所の両面をもつものである⁵。

発行依頼人にとっての長所と短所は、発行依頼人である買主が、銀行の信用を借りて売主に安心感を与えることによって、売買契約を有利に締結でき、代金は書類到着後に支払えばよいのであるが、銀行の債務負担費用である信用状発行手数料を要する。

受益者にとっての長所と短所は、受益者である売主が、信用状が要求しているとおりの書類を呈示すれば、たとえその時点までに買主が倒産していたとしても、銀行から支払が受けられるという安全性が享受でき、その支払も受益者所在地の銀行による買取という方法による便益も受けられる。しかし、発行依頼人の場合と同様に、「信用状の特徴」に関する危険性も存在する。

⁴ 「荷為替信用状」という用語は、後述する信用状統一規則の英和对訳版では、ドキュメンタリー信用状の訳語として使用されているが、これでは信用状の種類や性質を考える場合に不都合が生じるので、ドキュメンタリー信用状の訳語としてではなく、信用状の使用目的によって区分された信用状を意味する語として使用することとしている。

⁵ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著『貿易と信用状 (UCP600 に基づく解説と実務)』9 頁 (中央経済社、2009 年)。

1.1 節 信用状の概念

信用状は国際貿易において、よく使われる決済手段と支払手段である。信用状を発行する銀行(発行銀行)が売主などの信用状の受益者に対して、信用状の条件を充足することを条件として、一定の金額の支払を約束することによって、銀行の信用を加え、貿易取引がいつそう円滑に行われるようになった⁶。

1.1.1 理論解釈

信用状の種類が多いであるが、ここで、信用状に対して以下のように理解できる。

1、信用状は発行銀行が買主の申請に応じて、売主が信用状の受益者として、一定条件の下で支払を約束する証明である。

2、支払条件は売主(受益者)が、銀行に信用状に明記される必要な書類を呈示することである。

3、以上の条件を満たす場合、銀行が売主に貿易代金を支払う。または売主が呈示した為替手形に基づき、貿易代金を支払引き受けおよび支払う。

4、支払人は発行銀行であり、発行銀行が指定した銀行である。受取人は受益者および受益者が指定した人。

1.1.2 国際慣例

国際貿易における最も広範な決算方式として使用される信用状は、各国の商人と銀行家に注目され、実務から生まれた産物である。すなわち信用状制度の形成が、商慣習の指導および制約の影響を受けたといえる。最初に当事者間の権利および義務を明確にする統一的規範を設けなかったため、信用状をめぐる紛争を起こした。十分に信用状の機能を発揮させるため、国際商業会議所はアメリカ代表の提案に基づいて、フランス代表が執筆して編纂した「荷為替信用状統一慣例」(1929年に公表された74号ノート)を発表した。しかし、この慣例は主としてフランス人の観点であるので、実際に採用したのはフランスとベルギーの国家銀行である。1931年の国際商業会議所はこの慣例に対する改訂を着手して、1933年に第82号正式版を出した。フランス、ベルギー、オランダ、スイス、イタリア、ルーマニア、ドイツなどのヨーロッパ大陸国家の銀行が採用した。アメリカ銀行界も1938年に条件付きで採用した。ただ当時の国際金融センターとしてのイギリスの国家銀行が、国際商業会議所の規則はロンドンにおける実務との差異の存在を理由として、その慣例を受け入れることができなかった。国際貿易の発展に伴い、新しい輸送方式の出現、その広範な運用などの原因で、国際商業会議所がこの慣例を何度も改訂してきた。

国際商業会議所における信用状に関する規定は、発行銀行が発行依頼人の要求と指示に基づき、受益者に向けて開設し、一定期限内に信用状条項と一致する書類にもたれ、直ちにあるいは確定する将来に一定の金額を支払うことを承諾する書面である。

20世紀80年代の初めに、国際貿易領域で複合運送が広範に使用され、海運申告書の

⁶ 三菱UFJサーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注(5)8頁。

出現および使用やコンピュータの普及などの変化は銀行界における業務の電子化とネットワーク化に進化させる発展を与えた。最初に信用状に対する比較的解釈を定めたのが、UCP400 第 2 条規定、「条文に基づいて、文章に使用される「荷為替信用状」と「クリーン信用状」は、一つの約束であり、その名称にもかかわらず、およそ発行銀行が発行依頼人の要求と指示に基づき、信用状条項に一致している条件に該当し、規定された書類にもたれる。a、受益者またその指定した人に支払、あるいは支払を承諾する。b、別の銀行に支払権限を与え、あるいは、支払の承諾を協議する。

UCP400 は初めてクリーン信用状を信用状の範囲に収め入れ、全面的に信用状の機能を明らかに示した。アメリカで生まれてともに広範に使用されたクリーン信用状が、第二次世界大戦後にアメリカ経済の猛烈な発展に伴い、アメリカ関連した国際貿易の中でよく使われた。UCP500 は UCP400 を基礎として改訂したものである。まず、信用状の開設範囲を拡大した。UCP400 の規定によって、銀行がお客様の要求と指示に基づき信用状を開設することに対し、UCP500 が銀行の自身の行動を許容し、銀行の融資機能を拡張し、慣例にクリーン信用状の使用を収め入れた。次は、銀行の独立性を強調した。UCP500 の規定に基づき、異なる国家にある銀行の支店を別の銀行と見なす。支店は法人主体でさえあれば、その支店の権利と義務が相対的に独立すると判断する。この慣例を使うたびに、実務上の業務問題を解決するため、1974 年から、国際商業会議所が毎回改訂版発行後に各国銀行、輸送、保険、法律などの各界の人々と学者、専門家の批判と意見を聴取し、再び国際商業会議所の銀行技術委員会会議を開いて検討した上で UCP500 を作り直した。

2006 年 10 月 25 日、パリにある BNPParibas の銀行で行われる「ICC の銀行技術と慣例の委員会 2006 年の秋例会」に、71 个国家と地区の ICC 委員会の賛成を通して、2007 年 7 月 1 から効力が生ずる「ICC 荷為替信用状に関する統一規則および慣例」(以下 UCP600 と略称する)が発表された。UCP600 第 2 条に基づき、信用状とは、いかなる名称が付されまたは表示がなされているかを問わず、取消不能(撤回不能 Irrevocable)であって、充足した呈示を引受(Honor)することの発行銀行の確約となる取決め(Arrangement)と定義している⁷。

また、UCP600 第 3 条に基づき、「信用状はたとえその趣旨の表示がない場合であっても、取消不能である。」と定めて、UCP600 に基づく信用状はすべて「取消不能信用状」となっている。これは UCP500 との顕著な区別である。

1.1.3 国内立法

アメリカが世界金融センターとして、その経済的規模と貿易総額が始終に世界の先頭に立っている。「アメリカ統一商法典」(以下 UCC という)がアメリカの模範法として、各国に注目される。

⁷ 王瑛『信用状詐欺例外原則研究』3 頁(中央民族大学出版社、2011 年)。

19世紀からアメリカにおける銀行が信用状の開設を始めたといっても、ずっと第一次世界大戦前後になって、やっと実質的影響のある商業行為となった。信用状取引が商事行為として、主に商事慣例に規範され、決して成文法規則ではない。UCCの創立者が判例法に基づいて、特にニューヨーク州裁判所の判例を引用して、信用状が法典の一部に編入された⁸。

改訂前のUCC第5-103条に信用状に関する定義は、「信用状あるいは信用証書は、本編の範囲以内におき、発行依頼人の要求に基づき、銀行の承諾であり、すなわち発行銀行が信用状の条件と合致した為替手形に対して、支払を承諾することである。信用状は取消でも、取消不能でも、どちらでも可能である。承諾は支払の協議であり、発行銀行の支払が授権された声明である」⁹。

この定義の内容においては、まず、発行依頼人の要求を強調した。すなわち、銀行の支払承諾が、発行依頼人の要求に応じたことである。次、適用範囲を強調した。すなわち信用状の発行は、銀行あるいは民間銀行に開設されることができ、他の金融機関も同じ業務を展開することができて、ただ伝統上の信用状に一致することを否認することができない。その後、承諾の方式を明確した。すなわち承諾が支払を引き受ける方式と支払の授権方式となる。最後、明確に承諾の取消と取消不能という両種類の可能性があるを指摘した。

1962年UCCが公布されてから、アメリカにおける信用状に関する制定法として、存在してきた。いくらでも創立者たちが極力に貿易の現実を反映し、貿易のニーズに適応することを図るとしても、成文法自身不可避の欠陥によって、法典の受け入れは依然として論争することが存在した。専門家チームの調査報告を基礎として、1991年に法典の改訂を始動し、1995年に完成した。改訂後のUCCの第5-102条¹⁰において、信用状に対する定義を定めた。信用状は発行人(発行銀行)が発行依頼人の請求に応じて、受益者に対して、第5-104条¹¹の規定に満たすことによって、支払あるいは相応の価値の方式を給付する承諾である。

この定義には、発行人に対する特別規定を制定した。発行人が信用状を発行する銀行あるいは他人である(個人、家庭の使用を目的とした承諾を除く)。消費者を発行人から排除することは、消費者交易中に債権者が消費者を発行人とする信用状を使用し、債権者を受益者にすることを防止するためである。同時に、「現金に引き換えること」に対する特別な規定を作り出した。信用状に基づく最終に発行人の義務がほとんど金銭の方

⁸ 王江雨訳『美国統一商法典(信用状編)』71頁(中国法制出版社、1998年)。

⁹ 田島裕訳『UCC2001—アメリカ統一商法典の全訳—(アメリカ法律協会統一州法委員会全国会議)』277頁(商事法務、2002年)。

¹⁰ 劉雲龍=戴科=高聖平訳『アメリカ統一商法典及正式評述』257頁(中国人民大学出版社、2005年)。

¹¹ 田島裕訳・前出注(9)278頁。「アメリカ統一商法典」第5-104条形式要求、信用状、引受手形、通知、譲渡、改訂或いは取消など書類は必ず本編の指定する形式で発送する。その真実性は、以下の方式で認定する。(1)記名、(2)当事者の協議に記載される方式に合致し、あるいは第5-108条(e)に基準慣例の方式に符合する。

式で履行するとなる。

UCC に信用状に対する定義の規定から、改訂者の趣旨を見つけることができる。この法典の中の規則がよく使われる国際慣例と一致することを維持している。特に UCP600 との一致性を維持している。具体的に、1、信用状の「承諾」を確定することである。2、金融機関のみが自分にまた自分の利益のために信用状を発行することを許す。3、発行人、発行依頼人、呈示人などの定義に変更がある。4、適用範囲において条項を増やすことを禁じているのみならず、一切免責条項の効力を否定し、信用状取引で生じる権利と義務の適用を強調する。信用状の機能から見ると、信用状は発行人が発行依頼人の申請に応じて、条件を添える支払の承諾であり、受益者の提出した書類が信用状の規定条項と厳格に一致すれば、発行人が支払の承諾を履行しなければならない。

1.1.4 信用状の機能

信用状は国際取引における支払手段として発展してきたものであるが、独立性原則は、迅速・確実な支払にとどまらない付加的な機能を信用状取引にもたらすと考えられる。信用状が、取引上の支払や債務不履行に対する保証契約とは異なること、また当事者がその相違を認識した上で信用状を選択してしかるべきことを強調する。信用状の総合的な機能を把握せず、独立性を軽視する対応は、信用状を選択した当事者間の合意をゆがめるおそれがある。そして、信用状の商業目的の分析が、取引において生じた論争の解決に不可欠である¹²。

1、代金の回収

国際取引の売主にとって、代金が事前に支払われない売買契約における長期の運送期間中の資金繰りは、非常に大きな問題である。荷為替手形がこれを一定程度解決しているが、手形の支払人である買主の信用状態が銀行にとって不明であることから、手形の割引が容易でないことが指摘される。商業信用状は買主の代わりに発行銀行が、売主に対する支払条件の充足を前提として、支払確約することにより、この問題を解決した。売主は商品の船積直後に、その過程で作成された運送書類などを銀行に呈示し、代金を回収できることになる。また発行銀行の信用が確実であるかぎり、手形の割引も迅速かつ容易に行われる。

同様にスタンドバイ信用状は、受益者に対する迅速な流動資産の提供を可能にする。すなわち受益者は発行依頼人の債務不履行に際して、自らが一方的それを宣言したにすぎない書面を呈示することにより、損害賠償金を取得することができる。そもそも損害賠償金は、その確定までに時間を要求する様々な証明が必要である。スタンドバイ信用状を利用することにより、複雑な手続を経ることなく、受益者は約定された金額を迅速に受領することができる。したがって、スタンドバイ信用状に基づく支払につき紛争が生じている場合に、発行依頼人が支払差止を請求し、発行銀行が資金を第三者に寄託す

¹² コーエンズ久美子「信用状の独立性に関する法的考察（一）英米判例を中心として」法政論集 180 号 385 頁（1999 年）。

るということは、当事者の事前合意に反することになる。

2、信用の移転

発行銀行が債務を負うことに鑑みれば、発行依頼人の無資力のリスクは、発行銀行によって負担されることになる。また信用状の発行が、発行銀行の発行依頼人に対する与信行為と考慮することから、銀行は、発行依頼人の取引銀行としてその財政状態を常に把握しているはずである。発行銀行は、発行依頼人に資力があり確実な補償を得られると判断するからこそ、信用状の発行依頼に応じる。受益者は発行銀行が信用のある金融機関であることのみを確認し、その支払能力に依拠すればよいのであり、取引相手である発行依頼人の信用評価を行う必要がない¹³。

3、コストの削減

信用状発行手数料は、同様の目的を達するために利用されるほかの手段に比べて低コストである。これは発行銀行の支払に関連する業務が、簡便であることに起因する。原因取引の債務不履行に対する保証を例にとると、一般的な二次的債務保証や保険などの場合は、当事者の不履行を確認し、かつ損害額を確定する必要がある。この複雑な業務が高コストにつながるのである。これに対しスタンドバイ信用状においては、発行銀行は単に呈示された書類が信用状条件に一致しているか否かを点検すればいいのである。原因取引当事者の事実上の履行状況について、調査する権利も義務もない。また呈示された書類の文面上に表れていない事項に関して、発行銀行は免責される。呈示書類の形式的点検義務さえ履行すれば、発行銀行は発行依頼人に対する求償権を取得するのであり、このような業務の単純さが手数料の低廉化を可能とする¹⁴。

4、訴訟コストの移転

原因取引当事者は、その契約条件において訴訟のリスク、経済的負担を負うかについて取り決めることができる。これは明示の条項が存在しなくても、原因取引条件から判断される。すなわち売買契約において買主が前払いをするのであれば、訴訟費用は買主の負担であり、反対に売主が信用取引を行うのであれば、売主が負担することに合意したといえる。他方信用状による支払は、原因取引の完全な履行を確認することなく、単に呈示書類の信用状条件一致に対してなされる。したがって、信用状を利用する原因取引当事者は、停止条件付きで、発行銀行の支払がなされることを承知していることになる。原因取引の当事者は、呈示書類の信用状条件一致を前提条件として、発行依頼人による訴訟コストの負担を黙示的に合意していると考えられる¹⁵。

5、法廷地の移転

4に付随し、受益者の支払金を受領することにより損失を被ったと主張する発行依頼人が、受益者の所在地において訴訟を提起することも、原因取引の当事者によって黙示

¹³ コーエンズ久美子・前出注 (12) 386 頁。

¹⁴ コーエンズ久美子・前出注 (12) 387 頁。

¹⁵ コーエンズ久美子・前出注 (12) 388 頁。

的に合意されたことになる¹⁶。

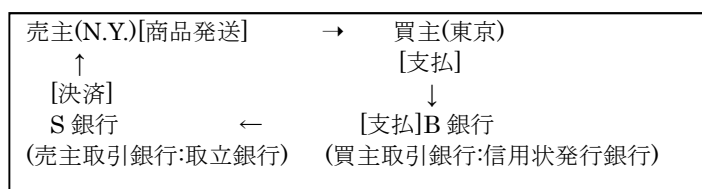
1.1.5 信用状の意義に関する判例

1、信用状の意義を説明した重要判例として引用される判例は *Equitable Trust Co. of New York v. Dawson Partners, Ltd.* 事件 ([1927] 27 L1. L. Rep. 49) である。

この事件では、バタビア国のロッジ社がロンドン(イギリス)のドウソン・パートナーズにジャワ・バナラ豆を売りつけようとした。買主ドウソン・パートナーズは、その豆が最高級の品質のものであることの保証を得たいと考え、銀行の信用状の発行を取引の条件とし、その決済の条件として「宗主国オランダ政府の政府による特級品の品質証明書」の提供を要求した。本件の上訴人 *Equitable Trust* は、被上訴人の決済銀行であり、その通りの取り決めを行った。上訴人が決済したが、被上訴人は信用状の扱いに間違いがあったことを理由として、支払を拒絶した。バタビア国には品質証明の制度はなく、当事者間で交渉の末、豆の取引の専門による検査を義務づけてその報告書を作成させ、商業会議所がそれに裏書きを裏付けすることによってその証明に代えることになった。この交渉の最終結果を打電するにあたり、香港上海銀行が介在した。銀行の通信では、単数と複数の区別がなされないことから、ロッジ社には報告書は一通で足りると理解されてしまった。その報告書はロッジ氏の友人によって作成され、バタビア国の商業会議所により裏書された、しかし、ロッジ氏は元々詐欺師であり、本件原告銀行は、騙されて決済してしまった。この取引は信用状によることになっており、複数の報告書の提出が決済の条件になっていたはずである。一通の報告書の提出だけで上訴人銀行が決済してしまったが、イギリス控訴院はこれを有効な決済であると判決した。

しかし、貴族院(最高裁判所)は、信用状の取引の場合には、条件が厳密に守られなければならないと判決し、控訴院判決を破棄した。銀行決済にあたり、取引の原因関係が決済に影響を与えることはないが、書面の形式が厳格に守られていることが信用状取引の本質的に重要なことであると判示した。そして、この判決が、信用状取引に関する指導的な先例として、これまで尊重されてきた。

2、信用状の制度を説明するためのモデルとしての *Alaska Textile Co. Inc. v. Chase Manhattan* 事件 (982 F.2d 813 (2d Cir.1992)) においては、日本の洋品店との取引を取上げている。そのモデル事例を図式化すると次のようになる。



日本の洋品店がニューヨークで繊維製品を買い付ける注文をしたが、ニューヨークの繊維店は、その日本の洋品店とは初めての取引であり、代金決済について不安があった。そこで、支払を確実なものにするため信用状の発行を求めた。この売買契約の信用状条

¹⁶ コーエンズ久美子・前出注 (12) 388 頁。

項を次のような内容のものとするよう要求した。

「買主は、本契約の後_日以内に、売主を受益者に指名した、購入代金の額の取消不可信用状を、買主の取引銀行に開設しなければならない。その信用状の条件は、200_年_月_日に、またはそれ以前に、以下の書面を買主の取引銀行に提示することである。

- 1、信用状(L/C, Manhattan FOB)
- 2、本契約により売却される物品を適切に記載した船荷証券
- 3、領事 Invoice
- 4、__によって発行された検査証
- 5、本契約に記述された物品の保険証書

B 銀行が信用状を発行すれば、買主を支払人とする為替手形を売主が振り出し、この信用状とともに、そこに指定された書類を揃えて取引銀行に取立を依頼すれば、売主はその時点で現金決済を得ることができる。

船荷証券は物品を海上運送業者に渡したときに、それと交換に渡される証書である。この証書は流通できる(但し、航空貨物証書は流通禁止)。領事 Invoice は、関係物品が行政規制などに服するものである場合、その検査に合格したことを示す証明書である。4の検査証は、商品の高い品質を確保するために指定する者による検査を買主が要求する証書である。海上運送のリスクなど、予測できない問題が起こり得るので、あらかじめ保険を不保し、そのリスクを保険で回避することになっている。

1.2 節 信用状の発展歴史

国際貿易の支払方式は、一つの演變の過程である。バーター(物々交換)から代金引き替え払いなどの過渡的な形態を経由してきた。信用状は歴史悠久の決算工具として、国際貿易発展の産物である。聞くとところによると現代の信用状は最初にイギリス人が発明したものであり、イギリス人の自慢する「商業天才の創造」というものである。しかし、最初の信用状が一体どこで発行されたのが、考証する必要がある。

1.2.1 萌芽時代

信用状は商人の実践から生まれた産物であり、それに対する確実な記載はないので、その起源に関するいろいろな学説がある。最初の記載に基づいて、イギリスの King John は 1201 年に一種の支払証書を署名して発行した。一般説によりこの支払証書が信用状の原始形態だと考える。早期信用状の使用においては、現金の携帯が不便なので、証書の形式で、目的地に到着した後、署名した領収書あるいは手形に基づき、指定した商家に約束を果たすことである。この信用状の目的は、主に決算の不便を解決するため、発行人が支払人に対して、立替え払い金の支払の承諾を保証することである。現代の信用状との格差があるので、早期の為替手形であると見なされる。

1.2.2 発展時期

前記の支払証書は、13 世紀にロンドンのユダヤ商人に利用され、その機能がやっ

発展することができた。特に 17 世紀にあつて、ロンドンの商人はヨーロッパへ物品を調達することに付きあるいは公務を取り扱うときにおいては、当地の取引商人に対する支払証書を発行して、使用人に携帯させて、証書には一定の金額内に、その所持人が領収書あるいは為替手形にもたれさせて現金に換えることを許可すると明記される。同時にその支払った金額は、往来帳簿内で決算するあるいは別途で返還するを約束した。これは近代的信用状と類似するが、その特徴は、1、受益者は特定である。2、最高金額が制限される。3、発行人が支払人に対する補償することを明示する。このことからこの証書がすでに現代信用状の条件が整っている、いわゆる旅行信用状である¹⁷。

旅行信用状は銀行が海外旅行の顧客に便宜を図ることをし、いつでも必要な資金を取得するため開設した信用状である。国際貿易における債権債務を弁済する貿易支払方式ではない。一方、旅行信用状に発行人と約定事項を記載され、交付された証票が記載事項と合致すれば、支払人或いは支払引受人がこの信用状を受け入れなければならない。その経済的機能と使用方法が現代信用状との共通点がある。

1.2.3 現代の信用状

信用状は国際貿易の生命線として、国際貿易の発展に伴ってきた。時間と空間の差異によって、売買双方が相手の信用を把握するのが困難な状況のもとで、切実に自分の権利を保証することを求めている。特に資本主義産業革命に応じて、航海と通信技術の発展によって、国際市場の形成をさせることができた。国際貿易の発達に応じる支払方式に対して、新たな要求が提出された。

19 世紀後、イギリスの産業革命の成功によって、急速に発展していた経済のおかげで、国際的商業活動も非常に活発するようになった。この情勢下に、上述の為替手形と似ている旅行信用状が、日増しに複雑な貿易の要求に適切な対応ができなくなってきた。その後、60、70 年代に、欧米で資産階級産業革命の改革の波が現れたので、国際貿易が急速に発展することができて、特に運送業、保険業、銀行業の発達が信用状の活用に必要な条件を提供した。その時、信用状の使用は大体の規模ができていた。第一次世界大戦は国際貿易の構成に巨大な変化をもたらして、同時に信用状の発展に契機を提供した。

現代信用状の産生は国際貿易支払方式の変遷による必然的な結果であり、19 世紀に発生した国際貿易支払方式の革命でもある。この支払方式は初めて納品現場でない売買双方が契約を履行するときに同等な地位に置かれ、一定の程度上に再び「一方では金を渡し一方では商品を渡す」という現場取引の持つ安全感を取り戻され、売買双方に信頼感をもたらした。

第一次世界大戦前に、国際貿易の大半は互いに信頼ができる貿易仲間のみで取引を行っていた。しかし、この固定された関係が戦争で中断された。市場を開拓するために、よく知らない商人と貿易を行うことがさざるを得ない。互いに信頼のない売買双方が、売主も先に代金を支払たくないし、買主も先に貨物或いは貨物を代表する証明書を渡し

¹⁷ 張耀東『信用状法律問題』196 頁～199 頁（台湾学生書局、1973 年）。

たくなっていた。これについて、双方の信用危機を解決するため、十分に双方の利益を保護することができ、双方の権利を実現することができる仲介人が必要となった。

そのときに、ちょうどおりよく国際貿易間に「本船渡し条件」という FOB¹⁸(Free on Board)貿易条件が現れた。すなわち、買主は、商品の海上運送のために契約上の引渡期間に船積み港に到着するような船を手配する。売主は、船積期間内に買主から指定された船に商品を船積する。売主は、船積が完了すると船長からメーツ・レシートあるいは船積完了の記載のある船荷証券(Bill of Lading)を取得し、またはコンテナ利用の場合はコンテナヤードやコンテナ・フレート・ステーションでドックレシートを受領しこれを船積船荷証券に替えて、これを買主に提示して代金の支払を受ける。もう一つ「運賃保険料込条件」という CIF¹⁹(Cost Insurance Freight)貿易条件が、商品の売主が、売買契約で指定された荷揚げ港までの海上運送を手配し、売買契約に規定する条件の海上保険を手配し、船積港で船積をするという条件である。CIF 貿易条件の目的物は、貨物ではなく、貨物を代表する証明書であるため、商慣習上手形売買契約ともいう。このような契約は実際の貨物を渡さなくても、ただ船荷証券を提示するだけで貨物の引き渡し責任を果たすことができる。商人が巧妙に自分の信用と手形売買契約を結合し、国際貿易の支払方式に運用した。売主が貨物を代表する船荷証券を仲介人に渡すことで、貨物代金の回収を担保され、買主が仲介人から貨物の担保を得て、融資を獲得することができる。この時の信用状は単に決済工具であるだけでなく、融資の効能も果たしているので、現代信用状の誕生となった。

1.2.4 信用状の発展に関する判例

本来の銀行業務による収益だけでは成り立たなくなっており、付随業務銀行を支える状況が生まれている。信用状の発行もそのような付随業務の一つである(銀行は相当の手数料を得ている)。信用状は、もともとは、売買契約の代金決済を安全に、かつ、確実に行わせるために使われるようになったのであるが、最近では、著しく進化し、その他の様々な目的のためにも使われている。信用状に関する法理の起源が、ローマ法ではなく、マンスフィールド裁判官が形成した商慣習法にあると主張した。

信用状は合理的な期間内に処理されなければならないと判示した判決は、Alaska Textile Co. Inc. v. Chase Manhattan Bank 事件(N.A., 982F.2d813 (2ndCir.1992))である。

原告は被告銀行に二通の信用状の発行を依頼し、これを使って支払を求めたが、支払を拒絶した。第一に、商品の発送後 21 日経過していた。第二に、商品の記述などに若干の抵触があった。第三に、通知すべき相手の欄に氏名の記載がなかった。しかし、原告は、改めて書類を整えることが煩雑であり、現場承認方式(On an Approval Basis)でそれを受理するよう要求した。そこで、被告銀行は、Lloyd に不適合に対する権利の放

¹⁸ 北川俊光=柏木昇『国際取引法 (第2版)』62頁(有斐閣、2008年)。

¹⁹ 北川俊光=柏木昇・前出注(18)65頁。

棄を求めたが、Lloyd は直ちに返事をするとはしなかった。そこで Alaska と Lloyd の間で 2 週間交渉が続けられた。まだ交渉が行われている間に、被告銀行は 1988 年 5 月 9 日(8 営業日後)に不渡りを決定した。

原告は違法な不渡りを主張する訴訟を起し、第一審連邦地方裁判所は、原告敗訴の判決を下した。信用状を「合理的な期間(UCC では三営業日)」内に処理しない場合、決済を認めたものと推定されることになっているが、本件では、原告が処理を延期させる原因を作っており、禁反言の原則によりその権利を行使できないという判旨を述べている。上訴裁判所は、この判決を肯定したが、信用状の制度を正しいものに成長させるため、その制度の意義を詳細に説明し、そのためには、連邦地方裁判所の判旨は間違っているという。本件の事実によれば、被告銀行は合理的な期間内に処理しており、信用状による決済を不渡りにする正当な理由があると判決した。

1.3 節 信用状の当事者および当事者間の法律関係

今までの説明どおり、荷為替信用状には多くの者が関与している。ここで、そのような関係当事者の法的立場、権利・義務などについて、三菱 UFJ サーチ&コンサルティングの実務家の解釈によって、説明する。

1.3.1 発行依頼人(Applicant)

UCP600 第 2 条に基づき、「発行依頼人とは、その者の依頼に基づき信用状が発行される当事者をいう²⁰。」すなわち、発行依頼人は、原因取引との関係では、通常の場合、買主の立場にあり、売主と売買契約を締結し、その中で代金決済を信用状によることを取り決めた場合には、定められた種類の、定められた内容の、売主を受益者とする信用状を、定められた期日までに売主に提供する義務を負担する。買主はこの義務を履行するために、信用状の発行依頼人となって取引銀行に信用状の発行を依頼する。

発行依頼人は、信用状発行依頼に先立って、約定書を銀行に差し入れ、必要とされる場合には担保を提供して、信用状発行に関する約定を締結する。そのあと、信用状の発行依頼に際しては、信用状の内容を記載した発行依頼書を銀行に提出して発行を依頼する。

信用状取引約定書では、発行依頼人が発行銀行に信用状の発行・通知、受益者または指定銀行への支払の事務を委任すること、ならびにそれに伴う費用および損害を発行依頼人が負担することを定めている。発行依頼人と発行銀行の関係を明確にするために、ほとんどの国に、上記約書が用いられているはずであるが、UCP600 も第 37 条で発行依頼人の危険負担、費用負担について定めている。なお、信用状取引は原因取引と別個の取引であるので、信用状との関係においては買主としての権利を主張できないことに注意する必要がある。

²⁰ 飯田勝人訳『ICC 荷為替信用状に関する統一規則及び慣例』(UCP600、2007 年改訂版、国際商業会議所日本委員会英和対訳版) 18 頁。

1.3.2 受益者(Beneficiary)

UCP600 第 2 条の規定に基づき、「受益者とは、その者の利益のために信用状が発行される当事者をいう²¹。」すなわち、受益者は、信用状による給付を受ける権利がある者として信用状が指名している者である。原因取引との関係では多くの場合、売主であるが、信用状取引の特質により、売主としての権利と受益者としての権利とはまったく関係がなく、受益者としての権利を享受できるのは、契約どおりの船積みを行うことによってではなく、信用状に合致した書類を呈示することによって、注意を払う必要がある。たとえば、受益者が契約どおりの物品を船積みしたが、信用状条件に合致する書類を呈示しなかったために信用状に基づく支払を受けられず、訴訟で解決を図る場合には、信用状発行銀行を相手としてではなく、買主を相手に売買契約上の問題として争うことになる。

受益者は、発行銀行または確認銀行に対しては、相手を信用状における支払義務者として一覧払、後日払約束、引受または買取を要求する権利があり、発行銀行または確認銀行は、信用状条件に合致した書類の呈示があれば、一覧払、後日払約束、引受または買取を拒絶することできない。しかし、書類呈示先が信用状を確認していない指定銀行の場合には、受益者は、発行銀行から委任されている一覧払、後日払約束、引受または買取を行うことを指定銀行に要求することになるが、確認銀行でない指定銀行は受益者に対して一覧払、後日払約束、引受または買取を行う義務を負担していないので、それを行うか否かは指定銀行の任意である。指定銀行により一覧払、後日払約束、引受または買取が拒絶された場合には、受益者は本人である発行銀行に直接、一覧払、後日払約束または引受等を請求することになる。

1.3.3 発行銀行(Issuing Bank)

UCP600 第 2 条に基づき、「発行銀行とは、発行依頼人の依頼により、または自行自身のために、信用状を発行する銀行をいう²²。」すなわち、発行銀行は、発行依頼人から信用状の発行およびそれに続く一連の事務の委任を受け、それを履行した場合には、それに伴う手数料および費用、ならびに損害が発生した場合にはそれに相当する金銭を発行依頼人に請求する権利をもつ。他方、受益者に対しては、信用状の発行により、信用状条件に合致した書類が呈示されることを条件に、一覧払、後日払約束、引受または買取という方法により、信用状による給付を行う義務を負担する(UCP600 第 7 条 a 項²³)。

発行銀行は、発行依頼人から委任された事務を行うために、その事務をさらに別の銀行(同一銀行の海外店を含む)に委任するのが普通である。発行銀行から信用状に関する事務の委任を受ける銀行は数多くあるが、そのうちの主なものは、通知銀行、指定銀行、確認銀行、補償銀行、譲渡銀行である。これらの銀行が発行銀行からどのようなことを

²¹ 飯田勝人訳・前出注 (20) 19 頁。

²² 飯田勝人訳・前出注 (20) 19 頁。

²³ 飯田勝人訳・前出注 (20) 23 頁。

委任されるのかについては、このあと順次説明する。

UCP600 第 37 条 a 項は、発行依頼人の指図を実行するために別の銀行のサービスを利用する銀行は、発行依頼人の計算と危険においてこれを行うと定め、さらに第 37 条 c 項で別の銀行にサービスの履行を指図した銀行は、自行の指図に関連してその銀行によって負担された報酬、訴訟費用、代理費用、または手数料に責任を負うと定めている。別の銀行にサービスの履行を指図する銀行は、その指図に関連して指図を受ける銀行に発生する費用について責任を負うが、そのような費用が指図する銀行以外の者の負担であることを信用状が定めていても、その費用の取立ができない場合には、その費用の支払について指図する銀行が最終的な責任を負うことになる。したがって、信用状の通知手数料、確認手数料などが信用状により受益者負担と定められている場合でも、それが受益者により支払われないときには、発行銀行は、まず通知銀行などへそれを支払ったうえで、同行に事務を委任してきた発行依頼人に請求することになる²⁴。

1.3.4 通知銀行(Advising Bank)と第二通知銀行(Second Advising Bank)

UCP600 第 2 条の規定にもとづき、「通知銀行とは、発行銀行の依頼により信用状を通知する銀行をいう²⁵。」発行銀行から委任を受けて信用状の通知事務を行う通知銀行および通知銀行から信用状通知の復委任を受けた第二通知銀行は、報酬として通知手数料を発行銀行、または場合によっては受益者から入手する。

UCP600 では、第 9 条²⁶で、信用状が外見上真正なものであるとみられるか否かの点検義務と受領した信用状または条件変更を正確に反映した通知を行うことを骨子とする通知銀行と第二通知銀行の義務を定めている。通知銀行が、受益者の取引銀行などを経由して信用状の通知を行うとき、経由する銀行のことを第二通知銀行と呼び、第二通知銀行は、通知銀行と同様の責任を負う。UCP600 では第二通知銀行としての経由銀行の責任が明確化されている。

通知銀行は、発行銀行から信用状の通知を委任されると同時に、一覧払、後日払約束、引受または買取を行う指定銀行とされているのが普通であるが、信用状を受益者に通知しただけでは、後日、受益者から一覧払、後日払約束、引受または買取を依頼されても、それに応じる義務はない。しかし、通知銀行が発行銀行から信用状に確認を加えて通知することを依頼され、それに応じた場合には、確認銀行としての義務を負担することになる。

1.3.5 確認銀行(Confirming Bank)

UCP600 第 2 条の規定に基づき、「確認とは、充足した呈示を引受することまたは買い取ることを確認銀行の確約であって、発行銀行の確約に付加されたものをいう。確認銀行とは、発行銀行の授権または依頼に基づき自行の確認を付加する銀行をいう²⁷。」

²⁴ 飯田勝人訳・前出注 (20) 52 頁。

²⁵ 飯田勝人訳・前出注 (20) 18 頁。

²⁶ 飯田勝人訳・前出注 (20) 25 頁。

²⁷ 飯田勝人訳・前出注 (20) 18 頁。

信用状の確認は、発行銀行から信用状を確認することを委任された銀行、通常の場合には通知銀行によって行われる。確認銀行が、信用状通知書などに「We Confirm This Credit.」というような文言を記載して信用状に確認を加えた時点で UCP600 第 8 条 a 項に定められたオナー(一覧払、後日払約束、もしくは引受)すべき、または買い取るべき撤回不能の義務を負担することになる。

確認銀行は、発行銀行と同等の義務²⁸を受益者に対して負担することになり、その義務は、発行銀行の倒産または発行銀行にとっての不可抗力によって発行銀行が信用状上の債務を履行できなくなった場合にも履行しなければならないので、危険負担料にあたる確認手数料を発行銀行、または場合によっては受益者に請求する。

1.3.6 指定銀行(Nominated Bank)

UCP600 第 2 条の規定に基づき、「指定銀行とは、信用状がそこで利用可能な銀行をいい、任意の銀行で利用可能な信用状の場合には、任意の銀行をいう²⁹。」すなわち、指定銀行は、発行銀行から一覧払、後日払約束、引受または買取を行うことを授權された銀行であり、任意の銀行で利用可能な信用状の場合には、不特定のいずれの銀行も指定銀行であるとされている。

UCP は、発行銀行が指定銀行の指定、任意の銀行で利用可能な信用状の発行、または確認の授權を行うことにより、指定銀行または確認銀行に一覧払、後日払約束、引受または買取を行う権限を与えたことになり、同時に、その銀行が行うことになる一覧払、後日払約束、引受または買取についての補償を確約したことになる。なお、指定銀行以外の銀行は、一覧払、後日払約束、引受または買取を発行銀行から授權されていないので、一覧払、後日払約束、引受または買取を行っても、信用状に基づく権利を得られず、また UCP の規定による保護も受けられない。

1.3.7 補償銀行(Reimbursing Bank)

補償銀行は UCP600 における信用状の関係当事者ではないが、荷為替信用状取引では重要な役割を果たすので、関係当事者に該当する者として説明する。信用状の決済が補償請求方式によるとき、補償銀行は、発行銀行から補償授權書により委任を受けて、一覧払、後日払約束、引受または買取を行った銀行からの補償請求に応じて、発行銀行に代わって補償を行う。

補償授權書には、信用状番号、通貨と金額、補償請求銀行、補償にかかわる費用の負担者などが記載される。補償のための資金としては、二つのものが考えられる。一つは、補償銀行にある発行銀行の勘定であり、これを資金とする場合には、補償の委任の中には、発行銀行の勘定の引落指図が含まれることになる。もう一つは、補償銀行による資金の立替えである。これは、補償銀行の発行銀行に対する貸付金であると考えてよく、

²⁸ 発行銀行の約束の中に買取は含まれていない。発行銀行の義務と確認銀行の義務とでは、厳密にはこの点で違いがある。

²⁹ 飯田勝人訳・前出注 (20) 19 頁。

貸付期間には長期のものもあれば、数日という短期のものもある。

補償銀行を利用する補償請求に関して、UCP600 第 13 条は、「ICC 荷為替信用状に基づく銀行間補償に関する統一規則」(ICC Uniform Rules for Bank to Bank Reimbursements under Documentary Credits ; URR725)に従うか否かを記載しなければならないと規定している。この規則に従わない場合は、UCP600 第 13 条 b 項の規定になるが、ほとんどの場合はこの規則に従っている。URR725 は、UCP600 に準拠して発行された信用状の銀行間補償について UCP600 第 13 条(銀行間補償の取決め)を補足するものであり、補償の手続における関係当事者の責任を明確化して補償銀行の負担を軽減する目的にし、URR725 に準拠する旨が補償授權書に記載されることにより銀行間補償に適用される³⁰。

1.4 節 信用状の種類

この分類は UCP における関係当事者の権利・義務を理解するため、信用状の基本的な性質を理解するのに必要な観点からなされたものである。本論文の分類は、銀行の実務家の視点から、実務に応じる分類方法に従うものである。

1.4.1 要求書類の有無による分類

信用状が給付のための要件として、商業送り状、運送書類、受益者作成の声明書のような書類を要求しているか否かによって、すべての信用状はドキュメンタリー信用状またはクリーン信用状のいずれかに分類される。

1、ドキュメンタリー信用状(Documentary Credit)

UCP600 第 2 条³¹の規定に基づいて、「信用状(Credit)とは、いかなる名称が付されまたは表示がなされているかを問わず、取消不能であって、充足した呈示を引受することの発行銀行の確約となる取決め(Arrangement)をいう。」と定義し、さらに「呈示(Presentation)³²とは、発行銀行または指定銀行へ信用状に基づく書類を引き渡すこと、またはそのように引き渡された書類をいう。」と定義している。この書類とは、商業送り状、運送書類、受益者作成の声明書のような書類、「商業書類」に該当し、手形や、金銭の受取書のような「金融書類」は含まれない。

UCP の正式名称は Uniform Customs and Practice for Documentary Credit であり、UCP の日本語版では「Documentary Credit」が「荷為替信用状」と訳されている。これは、Documentary という語の意味を的確に表現する日本語ではない。原語とはまったく異なる「荷為替信用状」という訳語をもってきたものである³³。

このようにドキュメンタリー信用状は給付の要件として必ず商業書類に該当する書類を要求しているが、それに加えて手形を要求しているものと、それを要求していない

³⁰ 飯田勝人訳・前出注 (20) 28 頁。

³¹ 飯田勝人訳・前出注 (20) 19 頁。

³² 飯田勝人訳・前出注 (20) 19 頁~20 頁。

³³ 飯田勝人訳・前出注 (20) 18 頁。

ものがある³⁴。信用状が手形の振出を要求していたとしても、それは給付のための要件ではなく、一覽払、引受または買取という給付を行うための手段、または場合によっては、給付を行ったことの証拠であると考えられる。すなわち、ドキュメンタリー信用状の下で発行銀行に支払義務が発生するのは、手形が呈示されることによってではなく、信用状条件に合致した書類が呈示されることによって行われる³⁵。

2、クリーン信用状(Clean Credit)

クリーン信用状とは、金融書類に相当する手形または金銭受領書のような書類のみを要求し、商業書類に相当する書類を要求していない信用状である。したがって、このような信用状には、ドキュメンタリー信用状のための規則である UCP は適用されない。

本来は、船荷証券の原本を要求している信用状はドキュメンタリー信用状であり、船荷証券の写しを要求している信用状はセミ・ドキュメンタリー信用状またはクリーン信用状であるというような解説もあるが、現行の UCP の下では、金融書類以外の書類の一枚だけを要求し、その呈示を給付のための要件としていけばドキュメンタリー信用状であって、UCP の適用が受けられることになるので、船荷証券の原本の有無での分類は現行 UCP には適合しない。

スタンドバイ信用状の多くは、受益者が作成した債務不履行を申し立てる声明書のような書類の呈示を給付の要件としているので、スタンドバイ信用状の多くはドキュメンタリー信用状であるとみられる。そして、ドキュメンタリー信用状であるスタンドバイ信用状には UCP が適用される³⁶。

1.4.2 発行銀行の責任による分類

UCP600 第 2 条で「信用状とは、いかなる名称が付されまたは表記がなされているかを問わず、取消不能であって、充足した呈示を引受することの発行銀行の確約となる取決め(Arrangement)」と定義され、さらに第 3 条において、「信用状はたとえその趣旨の表示がない場合であっても、取消不能である。」と定められた。信用状の分類のうち、その信用状が取消可能(Revocable)なものか、取消不能なものであるかによる分類は、UCP600 に準拠する信用状はすべて取消不能信用状となった。

以下においては、取消可能信用状と取消不能信用状の順に説明を加えるが、取消可能信用状については、UCP600 には規定が存在しないので、参考までに旧規定である UCP500 に準拠する取消可能信用状について簡単に説明する。

³⁴ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 47 頁。ドキュメンタリー信用状が要求する手形は受益者振出の為替手形であり、支払人はその信用状の使用方法によって異なる。①一覽払信用状(Sight Payment Credit)の場合手形を要求してもよいし、しなくてもよいのであるが、要求する場合には、指定銀行を支払人とする一覽払手形が要求される。発行銀行において一覽払、により利用可能な信用状の場合には手形支払人は発行銀行となる。②後日払信用状(Deferred Payment Credit)の場合 手形を要求しない。③引受信用状(Acceptance Credit)場合 手形を引き受けることが予定されている指定銀行または発行銀行を支払人とする期限付手形が要求される。発行銀行において引受により利用可能な信用状の場合には手形支払人は発行銀行となる。

³⁵ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 46 頁。

³⁶ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 48 頁。

1、取消可能信用状(Revocable Credit)

上記のとおり UCP600 では取消可能信用状の規定がなくなったが、これは旧規則の UCP500 の下でも取消可能信用状が利用されることはなかったという実務を踏まえて改訂が行われたものである。したがって、現在では使われることのない取消可能信用状を解説する必要性はあまりないが、もし万一、必要となった場合は、UCP500 の第 6 条と第 8 条に定められていた取消可能信用状に関する条件を信用状に規定するか、あるいは UCP500 に準拠した信用状を発行することにより取消可能信用状を発行することは可能である。

取消可能信用状は、受益者に対して事前に通知することなく、いつの時点においても発行銀行が条件変更を行い、または取り消すことができる信用状である(UCP500 第 8 条 a 項)。

しかし、取消可能信用状であっても、多くの場合、他行に一覧払、後日払約束、引受または買取を行うことを授権しているので、そのような授権を受けた銀行が授権されたことを行った場合には、その銀行に損害を与えることは妥当ではない。そこで 1993 年版(UCP500)はこのような信用状に基づいて一覧払、後日払約束、引受または買取を行った指定銀行のための救済措置的規定を設けている。すなわち、取消可能信用状が使用できるようになっている銀行が、条件変更または取消の通知を受ける前に信用状条件と文面上一致しているとみられる書類と引換えに一覧払、後日払約束、引受または買取(Negotiation)を行った場合には、発行銀行は当該銀行に補償する義務を負う旨を定めている(UCP500 第 8 条 b 項)。

ここで注意しなければならないことは、発行銀行が負担する義務は、一覧払、後日払い約束、引受または買取を行った銀行に対する補償義務であって、受益者に対する義務ではない。また、その銀行は、信用状の通知銀行でなければならないと考えられることにも注意を払う必要がある。このことは条文には明記されていないが、その銀行が「条件変更または取消の通知を受ける前に」という文言が条文にあることから推測できる。したがって、任意の銀行で買取可能な信用状であっても³⁷、通知銀行以外の銀行がその信用状に基づいて買取を行ったのでは、その銀行は上記規定による保護を受けることはできないと解すべきである。

通知銀行を経由して接受した取消可能信用状であれば、条件変更または取消の通知が来る前に通知銀行へ書類を呈示することにより、受益者は UCP500 第 8 条 b 項の規定によって、間接的に保護される。しかし、受益者が発行銀行から直接に受けた取消可能信用状の場合には、受益者に対する UCP 上の保護はまったくないことに注意しなければならない³⁸。

2、取消不能信用状(Irrevocable Credit)

³⁷ UCP500 の下では任意の銀行で利用可能な信用状は買取信用状に限られていた。

³⁸ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 50 頁。

信用状には非常に多くの種類がある。売買契約などで決済手段として信用状を使用する場合には、第一に取消不能信用状であるが、UCP600に準拠した信用状ではすべての信用状が取消不能であると定められるので、信用状に、UCP600 準拠文言が記載されていることを確認することが大切である。以下では UCP600 に基づく信用状について説明する。

(1)取消不能信用状の定義

取消不能信用状は、発行銀行、受益者およびその信用状に確認が加えられる場合には、確認銀行の同意がなければ条件変更も取消もできない信用状であり(第 10 条 a 項³⁹)、信用状条件が充足されることを条件として信用状による給付を行うことについての発行銀行の受益者に対する約束である(第 7 条 a 項⁴⁰)。発行銀行は信用状の発行または条件の変更を行うとその時点で撤回不能な義務を負うことになる。

(2)発行銀行の約束の内容

取消不能信用状において、発行銀行の約束の内容は、受益者に対する約束と指定銀行に対する約束に分けられる。

① 受益者に対する約束

受益者に対する約束は、一覧払、後日払約束と支払期日の支払、または引受と支払期日の支払を行うということになるが、UCP600 は第 7 条 a 項で、信用状の使用方法の種類別に、発行銀行の約束について下記のことを定めている。

I、信用状が一覧払(Sight Payment)を定めている場合

一覧での支払を行うことを発行銀行の約束として定めている。これは、書類が信用状条件を充足していることを条件に、書類を一覧し、または書類を伴う一覧払手形を一覧した時点で支払うことを意味する。信用状が発行銀行での一覧払を定めているとき支払うほかに、信用状が指定銀行での一覧払を定めているにもかかわらず、指定銀行が支払わなかった場合には発行銀行が支払うことも含まれる。

II、信用状が後日払(Deferred Payment)を定めている場合

船積後何日、書類呈示後何日というような、信用状の定めに従って決定される期日に支払うという後日払信用状について、次の発行銀行の約束を定めている。

(i)信用状が発行銀行における後日払を定めているとき、発行銀行は後日払約束を行い支払期日に支払う。

(ii)信用状が指定銀行における後日払を定めているとき、指定銀行が後日払約束をしない場合には、発行銀行は後日払約束を行い支払期日に支払う。

(iii)信用状が指定銀行における後日払を定めているとき、指定銀行は後日払約束をしたが支払期日に支払わない場合には、発行銀行が支払う。

III、信用状が引受(Acceptance)を定めている場合

³⁹ 飯田勝人訳・前出注 (20) 26 頁。

⁴⁰ 飯田勝人訳・前出注 (20) 23 頁。

引受とは期限付為替手形の引受を意味する。発行銀行自身が引き受けることになっている場合と、他の銀行が引き受けることになっている場合があり、次に発行銀行の約束を定めている。

(i)信用状が発行銀行による引受を定めているとき、発行銀行は引受を行い支払期日に支払う。

(ii)信用状が指定銀行における引受を定めているとき、指定銀行が自行を支払人として振り出された為替手形を引き受けない場合には、発行銀行は自行を支払人とする為替手形を振り出させこれを引き受けるか、または為替手形の再振出を省略して支払期日における支払を約束することにより支払期日に支払う。

(iii)信用状が指定銀行による引受を定めているとき、指定銀行は自行を支払人として振り出された為替手形を引き受けたが支払期日に支払わない場合には、発行銀行が支払う。

IV、信用状が買取を定めている場合

指定銀行が買取を行わないとき、発行銀行は、一覧払の場合は一覧での支払を行う義務を、その他の場合は後日払約束または引受を行い支払期日に支払う義務を負う。

② 指定銀行に対する約束

発行銀行は、信用状条件を充足した書類の呈示を受け、一覧払、後日払約束、引受、または買取を行う書類が発行銀行へ送付した指定銀行に補償することを約束している。

(3)発行銀行の確約文言

信用状には、発行銀行がその信用状によってどのようなことを約束しているかを定めた、いわゆる確約文言が記載されることがある。しかし、信用状にその信用状が UCP に準拠するものである旨の記載があれば、確約文言がなくても発行銀行は UCP600 第 7 条 a 項に従って責任を負うことになるので、確約文言は記載される必要はないといえる。

(4)条件変さらについての同意

UCP は、条件変更または取消について同意を必要とする当事者として、発行銀行、受益者および確認銀行をあげているが、発行依頼人をあげていない。これは、発行依頼人の同意なしに信用状の条件変更または取消を行うことを認めるためではなく、発行依頼人との関係は同人と発行銀行との間の信用状発行契約に譲り、受益者が条件変更または取消の通知を受け取り、それに同意した場合には、受益者が発行依頼人の同意の有無を確かめることなく、条件変更または取消が成立したものと解することができるようにした。

なお、受益者による同意に関しては、昔からそれが明示の同意でなければならないのか、沈黙は同意とみなされるかというような問題があった。

UCP600 第 10 条 d 項は、通知銀行は、発行銀行など条件変更を送ってきた銀行に対して、条件変更の承諾または拒絶の通報をすべきであると明示の同意を定めているが、

これは義務規定ではなく、実務上は現実的な対応が可能であるとされる⁴¹。

1.4.3 使用方法(信用状による給付の方法)による分類

UCP600 第 6 条 b 項は、「信用状は、それが一覧払(Sight Payment)、後日払(Deferred Payment)、引受(Acceptance)または買取のいずれにより利用可能であることを記載しなければならない。」と規定している。すなわち、UCP は受益者が信用状の給付を受けるための方法として、「一覧払」、「後日払」、「引受」および「買取」の 4 種類の方法がある。本項では、このような信用状の使用方法の種類に従って分類された信用状について説明する。

1、一覧払信用状(Sight Payment Credit)

支払銀行として指定された銀行が書類と引換えに支払うことを定めた信用状であり、支払銀行は発行銀行自身のこともあるが、通常は他行であり、特定の銀行あるいは任意の銀行で一覧払により利用可能な信用状の場合には任意の銀行が指定銀行として指定される⁴²。

2、後日払信用状(Deferred Payment Credit)

期限付手形の振出を要求せず、書類の呈示のみを要求し、支払は、たとえば「運送書類の発行後 180 日」というような、信用状条件に従って決定される期日に行われることを定めている信用状である。

UCP600 第 7 条では、後日払信用状における発行銀行の約束について次のような趣旨を述べている。

(1)信用状が発行銀行による後日払約束を定めているとき、発行銀行は後日払約束を行い、支払期日に支払う。

(2)信用状が指定銀行による後日払約束を定めているが、指定銀行が後日払約束を行わなかったとき、発行銀行が後日払約束を行い、支払期日に支払う。

(3)指定銀行は後日払約束を行ったが支払期日に支払わなかったとき、発行銀行が支払期日に支払う。

信用状に指定された銀行へ書類が呈示され、後日払約束が行われると、期日にその銀行を通じて支払が行われることになる。なお、指定銀行以外には後日払約束を行う権限は付与されていない。

⁴¹ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 54 頁。UCP600 第 10 条 d 項の条文からは、すべての条件変更について受益者が承諾したのか拒絶したのかを通報する義務が規定されたようにみえるが、「本規定は、受益者が通知銀行または第二通知銀行に条件変更の諾否を通知してきた場合に、これらの銀行はその条件変更を送付してきた銀行に対して、諾否を通報すべきであるという趣旨である。すべての条件変更を逐一通報することを意図していない。」と解釈されている。通常、受益者は通知銀行に条件変更の受諾を知らせてくることはなく、拒絶する場合にだけ拒絶の意思を通知銀行または第二通知銀行に知らせ、条件変更を送付してきた発行銀行などに通報するよう依頼してくるにすぎない。要すれば、UCP500 の下での取扱いと何ら変わりはなく、発行銀行から特に要求のない限り通知銀行または第二通知銀行は受益者の反応を待って行動すればよいということである。通知銀行または第二通知銀行が、逐一受益者に諾否を確認する必要はない。

⁴² 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 56 頁。

発行銀行および確認銀行が、後日払信用状に基づき書類を受理した場合には、UCP600 第 7 条と第 8 条の規定により自動的に後日払約束をしたことになるが、指定銀行の場合は、後日払約束をすることを発行銀行から授権または依頼されても、書類を受理しただけでは自動的に後日払約束をしたことにならない。この点について、UCP600 第 12 条 c 項は、「確認銀行ではない指定銀行による書類の受領または点検は、その指定銀行に引受すべき責任または買い取るべき責任を負わせるものではなく、そのことは、引受にはならず、また買取ともならない。」と規定している。

このように発行銀行から後日払の指定を受けた銀行には、後日払約束に応じた義務はないが、その銀行が後日払約束を行わないまま買取など指定外の行為を行い発行銀行で書類の偽造が発見されて、拒絶を受けた場合には、その銀行は指定銀行としての行動をしていないので、たとえ書類が信用状条件を充足しいても発行銀行に対抗することはできなくなる。

ところで、UCP600 第 12 条 b 項は、発行銀行は指定銀行が後日払約束を行った書類を、さらに買い入れることを授権するという新规定を設けている。これは信用状条件を充足した呈示に対して、後日払約束を行った指定銀行が、さらに書類を買い入れた場合であっても、支払期日に発行銀行から補償を受ける権利を有するという信用状の原則を明文化したにすぎない。したがって、指定銀行が後日払約束と買入れを行う信用状条件を充足した書類を発行銀行に送付したあと、発行銀行で書類が偽造であることを判明した場合には、発行銀行は書類を受理しなければならず、支払期日に指定銀行への補償を拒絶することはできない⁴³。

3、引受信用状(Acceptance Credit)

引受信用状は、信用状に指定される特定の支払人(指定銀行)あての期限付為替手形の引受を定めている信用状であり、特定の支払人である指定銀行によって為替手形が引き受けられることを定めていた。UCP600 は、任意の銀行で利用可能な引受信用状を認めており、任意の銀行にあてて為替手形を振り出し、引受を受けることができるとしている。引受は発行銀行に対する与信という観点から実際にこのような信用状が発行されることは少ないが、当該任意の銀行による発行銀行に対する与信が可能な場合には同行は引受に応じることがある。

UCP600 第 7 条 a 項では、引受信用状における発行銀行の約束について次のような趣旨のことを述べている。

(1)信用状が発行銀行による引受を定めているとき、受益者によって振り出された発行銀行を支払人とする為替手形を引受、かつ支払期日に支払う。

(2)指定銀行が自行を支払人とする為替手形を引き受けなかったとき、発行銀行は、受益者が発行銀行を支払人として新たに振り出した為替手形を引受支払期日に支払う

⁴³ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 59 頁。

44。

(3)指定銀行が引き受けた為替手形を支払期日に支払わなかつたとき、発行銀行が支払う。

指定銀行が引受信用状により支払人として指定されている場合には、その銀行が信用状を確認していない限り、信用状条件に合致する書類とともに自行を支払人とする為替手形が呈示されても、同行にはその手形を引き受ける義務はない。指定銀行による為替手形の引受は、後日払約束と同様に、発行銀行に対する与信として債務を負担する行為であるから、引受を行うことを選択して引受を行った場合には、債務負担料としての引受手数料を依頼者である発行銀行へ請求するか、または手数料を受益者負担とする旨の特別の指図がある場合には受益者に請求することになる。発行銀行は、指定銀行へ支払った引受手数料をまた自身が引受を行った場合には自行の引受手数料を信用状発行依頼人に請求することになる。

4、買取信用状(Negotiation Credit)

UCP は長い歴史の間、一貫して譲渡手段である為替手形を譲渡することを買取として捉えてきた。買取銀行の立場から見ると、自行以外の者、たとえば発行銀行、決済勘定保有銀行などを支払人とする為替手形を有償で入手すること、さらにそれを他に裏書譲渡することを意味している。

しかし、UCP500 以降、買取の概念は大きく変更された。UCP500 では、第 10 条 b 項(ii)号に、「買取とは、買取を授権される銀行が手形および書類の対価として代り金を支払うことをいう。対価として代り金を支払わない書類の単なる点検は、買取とはならない」と規定され、さらに UCP600 では、第 2 条で「買取とは、指定銀行による充足した呈示に基づく為替手形、または書類の買入れであって、その指定銀行に対する補償の弁済期である銀行営業日またはそれ以前に、受益者に資金を前払いする方法によるもの、または、前払いすることを合意する方法によるものをいう。」と買取の定義が変更されている。

すなわち、買取には、手形の買入れだけでなく書類の買入れも含まれ、また買取代金の受益者への支払は即時支払だけではなく、支払期日までに行われる支払の合意も含まれ、買取には、二つの形態があることになる。一つは、書類の呈示を受けたときに支払うことである。二つは、期日支払条件の場合に、呈示から支払期日の間の支払に合意することである。指定銀行が、発行銀行から補償を受け取れることを条件に、補償を受け取った時点で受益者に支払を行うという合意は、買取の定義上、買取には該当しない。

買取信用状には、特定の一つの銀行を指定銀行としているものと、不特定の銀行を指定銀行としているものがある。後者は買取により任意の銀行で利用可能な信用状とし

44 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 60 頁。指定銀行が自行を支払人とする為替手形を引き受けなかつたとき、受益者が発行銀行を支払人とする為替手形を振り出すことなく、発行銀行が支払期日の支払を約束し、支払期日に支払うことでもよいとされている。

て、どの銀行も指定銀行としての権利が与えられることになる⁴⁵。

(1)買取信用状に基づく補償請求

一覧払の買取にかかわる補償に関して、ICCはコメンタリーの中で買取信用状にかかわる補償は、回金方式または発行銀行において指定銀行の勘定に人金する方式によるべきであり、補償銀行に補償請求する方式、あるいは指定銀行における発行銀行の勘定を引き落とす方式によるべきでないという趣旨を述べている。これは、補償請求方式などの方式は一覧払信用状のためである。ただし、一覧払の買取で補償請求方式や発行銀行の勘定を引き落とす方式が禁止されるわけではない。実際には、買取の場合の補償請求においても、補償請求方式や発行銀行の勘定を引き落とす方式が広く利用される。補償銀行を支払人とする期限付手形を要求する買取信用状については、URR725 第6条もそのような期限付手形の振出を認めているから補償請求方式となる。

(2)遡及権について

指定銀行が一覧払信用状による支払、後日払信用状による後日払約束、引受信用状による引受を行った場合には受益者に対する遡及権はない。一覧払、後日払約束あるいは引受を約束している発行銀行の委任を受けた指定銀行がその委任に基づき行った一覧払、後日払約束、引受という受任者の行為は取消不能であり、受益者に対して遡及できないことは当然のことといえる。一方、買取は、発行銀行の約束に含まれていないことから推測されるように、発行銀行は履行補助者である指定銀行に対して撤回不能な約束をすることを授權しているわけではない。また、確認銀行の場合と違って、指定銀行の場合には、UCP600の条文に買取が撤回不能かどうかについて規定を置いていないことも、買取は撤回可能すなわち受益者に対して遡及可能である根拠となる。

1.4.4 第三者による信用補強の有無による分類

信用状は、発行銀行以外の銀行によって「確認(Confirmation)」を加えることによって、その信頼性が高められる。このような確認を加える信用状を「確認信用状」、それが加えられていない信用状を「無確認信用状」と呼ぶ。

1、無確認信用状(Unconfirmed Credit)

発行銀行以外の銀行による確認が加えられていない信用状を無確認信用状と呼ぶ。「Unconfirmed」という表示をしている信用状もあるが、これはどちらかといえば例外的なものであり、信用状自体、または信用状の通知書に、当該信用状を確認した旨の確認銀行による表示がない信用状が無確認信用状である。

無確認信用状であっても、発行銀行の信用に不安がなく、かつ発行地にカントリー・リスク⁴⁶がない場合には、受益者にとっての取引の安全性上問題はないが、そうでない場合には、確認信用状が要求されることになる。

⁴⁵ 三菱UFJサーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注(5)62頁。UCP600第7条に基づき、発行銀行の約束に買取は含まれおらず、発行銀行には買取の義務はない。

⁴⁶ 『広辞苑』によると、カントリー・リスクとは、貿易や海外投融資で、相手国の政情不安・財政悪化などのために資金の回収が不能となる危険の度合という。

2、確認信用状(Confirmed Credit)

発行銀行以外の銀行が、他行発行の取消不能信用状について、その信用状に基づく一覽払、後日払約束、引受または買取を約束する⁴⁷ことを確認といい、そのような約束が加えられた信用状を確認信用状と呼ぶ。

(1)信用状確認の目的

信用状の受益者が売買契約またはその他の契約において決済手段として信用状を選択するのは、発行銀行の信用によって決済を確実にしようとする意図であるが、発行銀行の信用について不安がある場合、または発行銀行所在地に政情、財政、戦争などについての不安、すなわちカントリー・リスクがある場合には、受益者は信用状による発行銀行の約束のみを頼りとして取引を行うことには不安がある。そこで、発行銀行以外の銀行の信用力を借りて信用状による決済を確実にするために生まれたのが信用状の確認(Confirmation)である。

発行銀行は海外に所在する同行の本支店または子会社に信用状の確認を求めることがあるが、これは発行銀行の信用リスクではなく、カントリー・リスクの担保を目的に行われるものである。

(2)確認の意思表示の方法

1993年ICC制定の「信用状通知銀行用の信用状通知書の基準様式」によれば、通知銀行が信用状の確認を行った旨を受益者に通知するための文言として、「As requested by the Issuing Bank, we hereby add our confirmation to the Credit in accordance with the stipulation under UCP XXX Article XX.」というような内容が記載される。従来の確認信用状には、確認銀行が信用状を確認した旨の文言のほかに、確認銀行による約束の内容が記載されるのが一般的だった。しかし、UCPが、1974年改訂に際して発行銀行および確認銀行による約束の内容を信用状の種類別に詳細に規定し、それがUCP600にも受け継がれるので、確認する信用状がUCPに準拠するものであれば、その信用状を確認するという意思表示さえなされていれば確認銀行の責任はUCP600第8条a項の規定によって決定されることになるという考えから、ICCは上記のように簡潔な文言を採用している。

(3)確認銀行と発行銀行との関係

UCP600第8条d項は、「銀行が信用状に確認を加えることを発行銀行より授権され、または依頼されたが、それをする用意のない場合は、その銀行は、発行銀行に遅滞なく通報しなければならない、確認を加えることなく信用状を通知することができる。」と定めている。

この条文中に、「発行銀行より授権され、または依頼されたが」とあるが、発行銀行

⁴⁷ 三菱UFJサーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注(5)64頁。確認銀行において買取により利用可能なときに確認銀行は充足した呈示に対して遡及義務を免除して買い取らなければならないことは当然であるが、指定銀行において買取により利用可能なとき指定銀行が充足した呈示を買い取らなかった場合には、確認銀行はオーナー(支払期日の支払)を約束するにとどまり買取の義務はない。

による通知銀行への確認の指図には、信用状を受益者に通知したあとで受益者から請求があれば確認を加えるようにという指図と、確認を加えた上で信用状を受益者に通知するようにという指図とがある。「授権」とは前者の指図を、「依頼」とは後者の指図を想定したものである。しかし、法律的にはいずれも発行銀行の通知銀行に対する委任として捉えている。

この委任を受けた銀行は、発行銀行に対する与信として受益者に対して債務を負うことに伴う危険性を検討し、確認することを決定した場合には、危険負担料として確認手数料を徴収して確認を行うことになる。

なお、確認銀行による受益者に対する約束は、発行銀行の約束に加えたものであることに注意を払わなければならない。発行銀行の約束に加えた約束とは、発行銀行の約束とは別個に、確認銀行が信用状に付加した約束であることを意味する。確認銀行による約束は、発行銀行の債務を保証する行為ではなく、受益者に対して発行銀行とは別個に債務を負担する行為である。

このような債務を確認銀行に負担させた発行銀行が、その報酬を支払うべきこと、および確認銀行が行った一覧払、後日払約束、引受または買取による支出について補償すべきことは当然である。発行銀行の確認銀行に対する補償義務は UCP600 第 7 条 c 項に定められている発行銀行による指定銀行に対する補償の約束の中に含まれる。

(4) 確認銀行の約束の内容

UCP600 第 8 条 a 項は、信用状を確認することによって確認銀行が具体的にどのようなことを約束したことになるかについて、確認する信用状の使用法の種類別に規定している。

約束の内容は、UCP600 第 8 条 a 項五号の確認銀行の買取に関する規定を除けば、条文上は主体が確認銀行に変わるだけで、第 7 条 a 項に定められた発行銀行の約束の内容とまったく同じであるが、確認銀行の立場から特に注意すべき事項もあるので、以下に述べることは、第 8 条 a 項に定められている内容であり、信用状条件を充足した書類の呈示が前提となる。

① 信用状が一覧払を定めている場合

一覧での支払を行うことを約束の内容としている(第 8 条 a 項(i)号 a および b)。自らが指定銀行となっている信用状を確認した銀行がこの規定によって支払の義務を負担するのは当然であるが、他行が指定銀行となっている一覧払信用状を確認した銀行は、その指定銀行が支払を行わなかったために受益者から支払の請求を受けたときには、その請求に応じなければならない。

② 信用状が後日払を定めている場合

第 8 条 a 項(i)号 c は、後日払信用状を確認した銀行の約束の内容を下記のように定めている。

I、信用状が確認銀行による後日払を定めている場合、後日払約束を行い、かつ支払

期日に支払う。

Ⅱ、信用状が確認銀行以外の指定銀行による後日払を定めている場合、次の二つの状況に応じて約束の内容を定めている。

(i)指定銀行が後日払約束を行わないとき、確認銀行が指定銀行に代わって後日払約束を行い、かつ支払期日に支払う。

(ii)指定銀行が、後日払約束をしたが支払期日に支払わなかつたとき、指定銀行に代わって確認銀行が支払う。

このように、後日払信用状を確認した確認銀行は、信用状条件に合致した書類の呈示を受けたときには、後日払約束をするという意思表示をしなくても、自動的に後日払約束をしたことになる。

③ 信用状が引受を定めている場合

第8条 a 項(i)号 d は、引受信用状を確認した銀行の約束を次のように定めている。

Ⅰ、信用状が確認銀行による引受を定めている場合、受益者によって振り出された確認銀行を支払人とする為替手形を引受、かつ支払期日に支払う。

Ⅱ、信用状が確認銀行以外の指定銀行による引受を定めている場合、次の二つの状況に応じて約束の内容を定めている。

(i)指定銀行が為替手形を引き受けないとき、受益者が確認銀行を支払人として新たに振り出した為替手形を確認銀行が引受支払期日に支払う。

(ii)指定銀行が、引き受けた為替手形を支払期日に支払わなかつたとき、確認銀行は指定銀行に代わって支払われなかつた為替手形を支払う。

④ 信用状が買取を定めている場合

Ⅰ、信用状が確認銀行を買取の指定銀行と定めている場合遡及義務を免除して買取を行うことを約束の内容としている(第8条 a 項(ii)号)。

Ⅱ、信用状が確認銀行以外の指定銀行による買取を定めている場合
買取信用状を確認した銀行は、その指定銀行が買取を行わなかつたために受益者から買取の請求を受けたときには、買取に応じる義務はないが、受け取る義務を負う(第8条 a 項(i)号 c、同(ii)号)。

1.4.5 信用状の種々の区分

すべての信用状は、基本的な性質に従って、分類方法による分類の対象になるが、このような信用状のうちあるものは、付加された特殊な性質や、使用目的から他の信用状と区分されることがある。ここでは、一般に認められており、且つ実務上必要であると考えられるものを取り上げて説明する。

1、付加された性質または特殊条件による区分

(1)譲渡可能信用状(Transferable Credit)

信用状の最初の受益者(第一受益者 First Beneficiary)が、第三者(第二受益者 Second Beneficiary)に信用状の全部または一部を使用する権利を譲渡することを認めている信

用状を譲渡可能信用状という。UCP は、発行銀行によって「Transferable」であると明らかに指定されている信用状のみを譲渡可能信用状としている(第 38 条 b 項⁴⁸)。このような信用状の譲渡を受けた第二受益者は、譲渡された信用状に基づいて自己の名義で船積し、自己の名義で信用状による給付を請求する権利を取得することになる。

信用状の譲渡は、以前においては、第一受益者が信用状にその信用状を譲渡する旨を記載した証書を添付して、直接第一受益者へ引き渡す方法がとられることもあったが、UCP は、第二受益者に対する譲渡通知が当該信用状による一覽払、後日払約束、引受または買取を行う資格のある銀行を通じて行われることを前提として信用状の譲渡についての規定を設けているので、現在は必ず指定銀行(譲渡銀行)を通じて譲渡通知が行われている。

譲渡可能信用状は、第一受益者から第二受益者に譲渡することができるが、第二受益者からさらに後続の受益者に譲渡することはできない。第二受益者からさらに後続の第三者に譲渡することになると買主(信用状発行依頼人)は、第一受益者とさえ取引関係のない第三者から商品を受け取るリスクを負うことになるので、UCP は信用状の譲渡を第二受益者までに限定している。

譲渡可能信用状は次のような場合に利用される。

- ① 第一受益者が、買主である信用状発行依頼人の代理商である場合は、第一受益者が買主のために取引の相手方を探し、契約ができたときに信用状を相手方に譲渡する。
- ② 第二受益者が第一受益者の輸出すべき物品の仕入先である場合において、通常取引であれば、売主は仕入先から物品を引き取り、自身で船積し、信用状の給付も自身が請求することになるが、仕入先に信用状を譲渡して、第二受益者に船積を行わせ、信用状による給付を受けさせることもある⁴⁹。

(2)回転信用状(Revolving Credit)

売主と買主との間で同一種類の物品の取引を長期間継続的に行おうとするような場合に、各船積もしくは各決済のそれぞれについて信用状を発行する手数を省き、また場合によっては、信用状発行手数料や担保を節減するために発行される信用状であり、信用状の最終有効期限までの間は、使用した信用状金額が復活して繰り返し使用できるようになっている信用状である。

復活の方法としては、一定期間ごとに、たとえば1ヵ月ごとに金額が復活するものと、使用されるたびに、使用された金額が自動的に、または発行銀行からの書類受領通知もしくは決済通知後に復活するものとが代表的なものだろう。一定期間ごとに復活する条件の回転信用状には、前の期間の未使用金額が次の期間に繰り越される累積型と、繰り越されない非累積型とがある。

UCP は、回転信用状については何の規定も設けていないので、個々の信用状に回転

⁴⁸ 飯田勝人訳・前出注 (20) 53 頁。

⁴⁹ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 71 頁。

方法について誤解の生じないような明確な条項がうたわれたいることが必要である⁵⁰。

(3) レッドクローズ付信用状(Red Clause Credit)

レッドクローズ付信用状とは、発行銀行が一覧払、後日払約束、引受または買取を行う銀行として指定した銀行に対して、その指定銀行が受益者へ輸出前貸を行う権限を授権する旨の条項が組み込まれる荷為替信用状である。この信用状がレッドクローズ付信用状と呼ばれるのは、かつて書状による信用状の前貸授権の条項が赤字で記載されていたことに由来する。また、**Packing Credit** と呼ばれることもある。

このような信用状については UCP に規定はなく、また、レッドクローズの定型的な文言として一般に認められる文言も存在しないが、次のような内容を織り込んだものであるべきだと考えられる⁵¹。

(4) エスクロウ信用状(Escrow Credit)

二国間の求償貿易(Compensation Trade)、すなわち、二国間の輸出入額を均衡させるために、相互に輸出した額だけ輸入する取決めに従った貿易の決済方法の一つとして用いる荷為替信用状であり、その信用状により支払が行われる場合には、支払われる金銭を受益者名義のエスクロウ勘定に入金することを定めているものである。

エスクロウ勘定とは、一定の条件が満たされる場合にのみ支払われることを定める勘定であり、エスクロウ信用状の受益者を中心にして輸出・輸入の用語を用いて説明するとすれば、エスクロウ信用状(輸出信用状)と対になる輸入信用状をエスクロウ信用状の受益者が発行し、同人が信用状条件に合致する書類を受理したときに同勘定からの払出しが認められ、払い出された金銭により輸入信用状の決済が行われることになる。

エスクロウ信用状にはこのような決済方法についての条項が含まれるが、その他の信用状条件は一般の荷為替信用状と異なるものではない⁵²。

2、背後にある特殊事情による区分

(1) 見返り信用状(Back-to Back Credit)

ある信用状を見返りとして発行される信用状であり、バック・ツー・バック信用状とも呼ばれる。

第一の信用状の受益者が、その信用状の通知銀行に依頼して発行してもらう。第二の信用状を見返り信用状、自己の取引銀行に依頼して発行してもらう。第一の信用状をカウンター信用状(Counter credit)とする分類もあるようであるが、第一の信用状の受益者と取引関係のない通知銀行が第二の信用状の発行依頼に応じることはまれであり、一般にはこのような分類とは関係なく、第二の信用状を見返り信用状と呼ぶ。

第一の信用状の受益者が仲介貿易の仲介人である場合や、売主である第一の信用状の受益者が、信用状が要求している物品を自身で調達し、船積することができない場合な

⁵⁰ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 72 頁。

⁵¹ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 73 頁。

⁵² 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 74 頁。

どに利用される。したがって、第一の信用状も、見返り信用状も通常の場合、物品売買代金決済のためのドキュメンタリー信用状、すなわち、荷為替信用状である。

(2)国内信用状(Domestic Credit,Local Credit)

信用状の発行依頼人と受益者の両者が同一国内にいる場合に、その信用状を国内信用状と呼ぶことがある。前項(1)の見返り信用状の受益者が原信用状の受益者と同一国内にいる場合には、その見返り信用状は、原信用状の受益者が輸出品調達のために銀行に発行してもらう国内信用状であるといえる⁵³。

3、使用目的による区分

信用状は、その使用目的によってほかの信用状と区分され、その使用目的を表す名称が付されることもある。

ここでは、その代表的なものを三つ取り上げて説明する。

(1)荷為替信用状(Documentary Letter of Credit)

物品の売買代金決済の手段として発行されるドキュメンタリー信用状である。

前述のとおり Documentary Credit を信用状の基本的な性質に関係のある分類の中で捉えて「ドキュメンタリー信用状」と呼び、「荷為替信用状」は、信用状の使用目的を表す語として捉えることとした。

これに似たものとして商業信用状(Commercial Letter of Credit)という区分の仕方があり、ヨーロッパにおいては商業信用状とドキュメンタリー信用状では発行銀行の責任が異なるとする意見がある。しかし、信用状の大半が UCP に準拠するものとして発行される現在においては、商業信用状という区分も信用状の性質を表すものではなく、使用目的を表すにすぎず、荷為替信用状と同じ区分と解すべきである。

なお、UCP に基づく信用状は前述のとおり売買契約などとは別個の取引であるが、給付の請求は、荷為替信用状の場合は、売買契約などが履行されたことを示す書類を呈示することによってなされるのに対して、次に述べるスタンバイ信用状の場合は、売買契約などの不履行を証する書類を呈示することによってなされる。

(2)スタンバイ信用状(Standby Letter of Credit)

スタンバイ信用状は、債務の保証と同じ目的のために、それに代わるものとして発行される信用状であり、支払のための要件として、商業書類に該当する何らかの書類の呈示を求めているドキュメンタリー信用状としてのものと、そのような書類を要求していないクリーン信用状としてのものがあるが、その多くは、ドキュメンタリー信用状としてのものである。ここでは、UCP に基づくドキュメンタリー信用状であるスタンバイ信用状について説明する。

使用目的は保証と同じであるが、その性質は保証とは基本的に異なる。保証の場合は、保証人である銀行は、主たる債務者が債務を履行しない場合に、債務者に代わって債務を履行するのであり、債務者による債務不履行の事実が保証債務履行の要件とされてい

⁵³ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 75 頁。

る。これに対して、UCP に基づくドキュメンタリー信用状であるスタンバイ信用状の場合には、信用状に定められたとおりの書類、たとえばその信用状の発行依頼人が売買契約に定められた期限までに船積履行しなかった場合、債務者の債務不履行を宣言するなど、信用状に定められたとおりの書類を呈示すれば、債務不履行の事実の有無に関係なく銀行はその書類と引換えに支払を行い、発行依頼人は銀行に対して補償しなければならない。

なお、保証の場合は、主たる債務者の債務不履行の事実が銀行の保証債務履行のための要件となると説明したが、最近発行されている国際取引についての銀行の保証状の多くは、債務不履行における事実の有無の立証を要せず、保証状に定められたとおりの書類と引換えに保証債務の履行を要求できる請求払保証(Demand Guarantee)という、スタンバイ信用状と同様の性質のものである。ICC は、このような保証状のための規則である「請求払保証に関する統一規則(Uniform Rules for Demand Guarantees, Publication No.458)」を 1992 年に制定している。

スタンバイ信用状に関する重要な判例は、Pastor v. National Republic Bank of Chicago 事件(76 Ill.2d 139,390 N.E.2d894 (1979))である。倒産手続において信用状の権利により為替手形への支払を求められた場合、発行銀行はこれを拒絶することはできない。

原告 Pastor は、ニューヨーク・サミット保険会社のために、被告銀行に取消不能の信用状を発行してもいった。原告は、アソシエーテッド・シュアティ代理店の関連会社で、その資格において、サミット保険を代理する権限を付与されていた。問題の信用状には、「サミットとアソシエーテッドとの間に存在する不足金の回復のため、総額 2 万 5 千ドルを限度として、一覧式為替手形によって被告銀行から引き出す手形をサミットが振り出す権限を付与する」と記載されていた。1975 年 5 月 25 日にサミットは倒産を裁判所によって命じられ、保険監督官の管理の下に置かれた。この保険監督官が先の代理店の名義による 25 万ドルの為替手形を発行し、被告銀行に対しその支払を求めた。原告 Pastor は、その支払の禁止命令をイリノイ州 Cook County 裁判所に求め、同裁判所は、原告の求める禁止命令を出した。同州上訴裁判所は、その判決を破棄・差戻した。

イリノイ州最高裁判所は、上訴裁判所からの上訴を受け、その判決を肯定したが、長い判決を書き、本件において UCC 第 5 編を適用すべきでないか否かを検討している。その問題と関連して、「明瞭に移転または譲渡と許している場合でなければ、信用状は移転または譲渡することはできない」(イリノイ州 UCC 第 5-116 条(1)とする規定の解釈を検討し、清算人は受益者の受益金を承継するものであり、同条にいう譲受人ではないと判示した。次に、適用範囲の議論については、名目のいかんにかかわらず、同州第 5-114 条(1)は、信用状の発行人が支払を拒絶する権利を与えていないと判示した。これらの結論は、イリノイ州最高裁判所の、信用状に対する考えに支えられている。

イリノイ州最高裁判所は、つぎのように述べている。「信用状を規律する法律は、『その工夫物が主として物品売買契約への財政的付属物として使われた時』に発展した。今日では、信用状は、複雑で、かつ、発展しつづける経済の要求するものと同等に広い一連の契約の財政的付属物として使われている。[中略]最近では、信用状の明確に異なる使い方が現れ、履行保証債券、代金保証契約(Escrow)、様々な形式の保証取決め(Guaranty Arrangements)など、その工夫物の利用によって明白に獲得できる結果を達成している。この機能をもつ信用状の使用は、『保証』または『スタンドバイ信用状』と呼ばれている。」

このような信用状の発展を肯定する考えに基づいて上述の判決が下された。

(3)旅行信用状(Traveler's Credit)

旅行者が旅行先で旅費を調達するために銀行から発行してもらうクリーン信用状である。この信用状は通常の場合、発行依頼人自身が信用状の受益者であり、発行銀行に信用状金額に見合う金銭を預託して信用状を発行してもらい、外国にある発行銀行の支店または取引銀行で受取書と引換えに支払を受けるか、またはその信用状に基づくものとして振り出した為替手形を買い取ってもらうことにより旅費を調達する。なお、受益者であることを立証するために、信用状とは別の書状となっている受益者の署名鑑が受益者に交付される。

現在では、関係当事者にとって手続が簡単な旅行小切手やクレジットカードが普及しているので、旅行信用状が利用されることはない⁵⁴。

1.5 節 信用状の特徴

UCP に準拠する信用状は、原因取引との関係における独立性(以下「独立性」と略称する)と呼ばれる性質と、信用状が要求している書類に関係ある物品や役務などから切り離された書類取引性という性質をもっている。この二つは、信用状の関係当事者が十分に承知しておかなければならない非常に重要な特徴である。

1.5.1 信用状の独立性

信用状独立性は主に世界司法判例を通じて確立した。UCP600 第4条(信用状と契約)a項は、「信用状は、その性質上、信用状の基礎となることのできる売買契約その他の契約とは別個の取引である。たとえ契約へのなんらかの言及が信用状に含まれる場合であっても、銀行は、このような契約とは無関係であり、またこのような契約によりなんら拘束されない…。⁵⁵」と定めている。

1、信用状独立性の経済効能

信用状が支払手段として国際貿易間で広範に受け入れることにおいて、最も重要な原因は、信用状の原因取引から独立している性質である。これによって、貨物の売主すな

⁵⁴ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 78 頁。

⁵⁵ 飯田勝人訳・前出注 (20) 21 頁。

わち信用状の受益者はたとえ原因取引の下で、なんらかの紛争が起こっても、貨物代金の回収が確保できる⁵⁶。

信用状の独立性は、手形法の無因性と本質的区別がある⁵⁷。その存在意義は、受益者、参与銀行を保護し、信用状取引のメカニズムを守ることである。まず、受益者の權益を確保するため、信用状の独立性が発行銀行の絶対的に支払を承諾することを確立した。信用状の主要な効能は、売買双方の取引中で、発行銀行の支払承諾を追加し、受益者の代金請求権を確保し、取引の危険を取り除き、双方の利益を守ることにある。とりわけ原因取引から生じた問題を理由とする支払拒否を防ぎ、信用状の本質を混乱させることを避けるためである。次、信用状の記載事項は原因取引の履行に関する条件である。信用状が一旦発行され、原因取引の継続と見なし、売主が原因取引に違反することを理由として、銀行の支払義務と抗弁することが、銀行を窮境に落ち困られるおそれがある。信用状独立性に基づき、信用状の原因取引と分離される性質が、潜在的商業危険を銀行と隔離し、原因取引の紛争に巻き込まれることを免れ、銀行の見込み利益と相当する責任、危険を負担させる。信用状の取引において、銀行が貿易の役割を演じるのではなく、金融の役割を果たしている。国際貿易の中で売買双方の清算仲介人と資金融資者として、それらの契約履行保証人と紛争仲裁人ではない、受益者の信用に対する責任も負わない、さらにその呈示された書類などの実質的有効性にも責任を取らない⁵⁸。銀行に相対的独立の地位を賦与することによって、信用状業務に参加する危険を最低限に抑えて、銀行の積極性を引き出して、これによって、信用状取引の進行を順調に済ませることが保障できる。

同時に、支払銀行、引受銀行、指定銀行にとっては、信用状独立性の存在が最も重要である。銀行がただ資金管理の専門家だけなので、逐一に一つごとの取引に対する審査を行うことができる能力を有しない。その他に信用状取引に関する把握について、それらの銀行が発行銀行には及ばない。したがって、信用状独立性が信用状取引の責任と危険を有効的に分配し、参与銀行の責任に等しい報酬を得ることを保証する効能を有する。

また、信用状独立性が信用状に流通性を賦与し、簡便、柔軟な支払手段をなさしめた。銀行が信用状それ自体だけに関心を持って、信用状条項をよりどころとし、受益者の履行状況を判断する。これによって、信用状の流通時間が節約できるとともに、銀行が基準的な一貫作業方式で信用状業務を処理することができる。

2、法律と規則に基づく信用状独立性の確立

⁵⁶ 国際商会中国国家委員会編訳『荷為替信用状操作指南』2頁（中国对外経済貿易出版社、1977年）。

⁵⁷ 董安生『手形法（第3版）』28頁～29頁（中国人民大学出版社、2009年）。手形の無因性とは、手形の因果関係が成立されるとなると、原因取引と別々で各自独立して、各自の法律制度に規範される。手形は支払手段、信用手段、決済手段及び融資手段の効能をもち、もし原因取引の効力に影響されたら、その効能の発揮も妨げられる。したがって、信用経済の発展を促進するため、手形行為は必ず原因取引と分離する。

⁵⁸ 李維那「信用状詐欺例外原則探析」25頁（中国政法大学、2005年国際法専攻修士課程論文）。

(1)UCP600 における信用状独立性の確立

信用状が、買主と売主との間で売買契約が締結され、その契約の中で対価の支払を行うために発行される。すなわち、信用状とその原因となる契約の間には密接な関係がある。しかし、信用状は売買契約などの当事者でない銀行が発行するものであるから、呈示された書類の受理に関する可否の判断を信用状条件だけではない。売買契約に定められた条件との一致を求めることや、契約どおり履行された事実を支払うための条件とすることや、支払が行われた後に契約どおりに履行されていなかったことを理由として銀行が支払った金銭の取戻しを求めることなどがあって、信用状取引を円滑に行うことはできない。

UCP600 の上記の規定が、信用状取引において、信用状に定められた書類の呈示は、発行銀行の受益者に対する給付および発行依頼人の発行銀行に対する補償の要件である。それを前提として、売買契約などの契約上の問題を信用状取引に持ち込むことを排除するためである。信用状には、その信用状が発行される原因となった売買契約などの番号、日付などを記載しているものもあるが、上記規定は、信用状にそのような記載があっても、銀行はそれにより何の拘束も受けないことを強調している。これを信用状の独立性原則をいう。

第4条 a 項の第二文においては、上記のような信用状の特徴を理由として、一覧払、後日払約束、引受または買取や、指定銀行に対する補償など、信用状に基づく銀行の約束(発行銀行および確認銀行の約束)は、発行依頼人と発行銀行または受益者との関係から生じる発行依頼人の権利または抗弁の影響を受けないという趣旨を定めている。信用状の独立性原則からすれば、発行依頼人は受益者の売買契約上の違反や、詐欺的行為、そのほか、信用状条件とは関係のない事柄を理由にし、銀行が信用状条件に合致した書類と引換えに一覧払、後日払約束、引受もしくは買取を行うこと、または発行銀行が指定銀行に対して補償を行うことをやめさせることができないと解すべきである。もしそのようなことが認められると、発行銀行や善意無過失の指定銀行が損害を被るおそれがある。しかし、発行依頼人が上記のような理由により発行銀行の支払を差し止めるために裁判所に禁止命令(Injunction)の申請を行い、裁判所がそれを認めた事例が外国で発生しているので、発行依頼人による差止の要求を抑止するため、第4条 a 項の規定が設けられたのである。

(2)UCC 第5編における信用状独立性の確立

UCC 第5-103条 d 項⁵⁹は、信用状による受益者または指定人に対する発行人の権利義務は、発行人と申請人の間の、また、発行人と受益者との間の、契約もしくは取決めも含め、信用状が生まれた、またはその基礎となる、契約もしくは取決めの存在、履行、または不履行とは無関係である。

⁵⁹ 田島裕訳・前出注(9) 278頁。

UCC 第 5-108 条 f 項⁶⁰は、発行人は、次のことに責任を負わない。Ⅰ、基礎となる契約、取決め、または取引の履行もしくは不履行、Ⅱ、他人の作為または不作為、または、Ⅲ、e 項に定める基準慣行以外の特定の取引に関する慣例の遵守または知識。

(3)中国司法解釈における信用状独立性の確立

2005 年 11 月 14 日公布した「最高人民法院の信用状紛争の審理に関する若干問題の規定」の司法解釈第 5 条「文面上の一致と支払義務」の規定により、発行銀行が支払、引受または信用状に定めるその他の義務の履行を承諾するときは、書類と信用状条件、書類と書類が文面上一致する限り、信用状に定める期限に支払の義務を履行しなければならない。人民裁判所は、第 8 条の場合を除き、当事者が発行依頼人と受益者間の原因関係に基づいて提起する抗弁を認めない⁶¹。

3、世界各国判例における信用状独立性の確立

(1)英米法系国家における信用状独立性の確立

アメリカの裁判所が最初に信用状の独立性原則を確立した。1920 年 *American Steel Co. v. Irving National Bank* 事件 ((1920) 266 Fed. 41)に、買主がアメリカから一種の鋼材を輸入し、銀行に撤回不能信用状の発行を申請した。売主が貨物を発送した後、発行銀行に書類を呈示し支払を請求した。しかし、発行銀行に支払を拒否された。その理由はアメリカにおいて、本事件の売買対象である鋼材の輸入が禁止されていることである。したがって、売主は原因取引による貨物の交付を履行することができないと判断された。最後、裁判所が信用状の独立性原則に基づき、発行銀行の支払義務を負う判決を下した。そして、*Herbert Mennen, et al. v. J. P. Morgan & Co. Inc. Morgan Guaranty Trust Company of New York* 事件 (97 N. Y. Int. 0210)に、裁判官の指摘により、信用状の独立性原則が信用状に関する法律の重要な特徴であるので、それを遵守しないと商業における支払手段としての信用状の簡便性を破壊することになるおそれがある。

イギリスにおいて、*Urquhart Lindsay & Co. v. Eastern Bank* 事件 ([1922] 1 K.B. 318)はよく引用される判例である。この事件の原因取引により、機械の価格が給料および原料の上がりに応じる増加ができる。しかし、信用状のそれ自体に価格を引き上げる条件を記載していない。受益者が原因取引に基づき、最初の二口の機械を提供し、相応の代金も発行銀行から受け取った。第三口の貨物の金額が信用状の限界を超えていないのに、支払が拒否された。その理由は、買主が為替手形に増加された費用を認可しないことである。受益者が裁判所に支払を求める提訴し、裁判所の支持を得た。

(2)大陸法系国家における信用状独立性の確立

1996 年 6 月 3 日に、ドイツのミュンヘン高等裁判所の判決により、「民法典 780 条

⁶⁰ 田島裕訳・前出注 (9) 281 頁。UCC 第 5-108 条 e 項発行人は、常時信用状を発行している金融機関の基準慣行を守らなければならない。当該発行人がその基準慣行を遵守したことの決定は、裁判所の解釈の問題である。その裁判所は、両当事者に基準慣行の証拠を提出する合理的な機会を与えなければならない。

⁶¹ 清河雅孝「中国民商法の理論と実務(1)中国信用状紛争の審理に関する司法解釈とその説明(上)(下)」JCA ジャーナル 54 巻 8 号 2 頁～13 頁、同 9 号 32 頁～41 頁(2007 年)。

の規定に基づき、信用状が独立の支払承諾である」と解された。1996年11月18日に、ハンブルグ地方裁判所の判決により、「信用状が独立の債務関係であるので、合理的に操作しないと危険を引き起こすおそれがある。」と解説した。たとえ極端な状況においても、発行銀行が原因取引における買主の異議のあることを理由として、受益者に対する抗弁できない⁶²。

1976年、オランダ最高裁判所が *Buck Oil v. Mac Oil* の事件⁶³で信用状独立性を明確した。売主の *Mac Oil* 会社は買主の *Bulk Oil* 会社に25万トン原油を売却し、11回分割する運送を約束した。買主が発行銀行に一年間有効の循環信用状の発行を依頼した。しかし、売主が契約の規定した期日どおりに原油を交付してなかったにもかかわらず、発行銀行に書類を呈示し、支払を請求した。買主が支払禁止命令を申請したのに、裁判所が信用状の独立性原則を根拠として、支払禁止命令を棄却した。

(3)中国における信用状独立性に関する判例

中国における信用状独立性に関する有名な判例は、スイス *New Co Commodities Ag* 有限会社訴中国建設銀行吉林省珲春市支行事件⁶⁴である。本事件においては、申請人が吉林省對外貿易輸入輸出会社Aが発行銀行としての中国建設銀行吉林省珲春市支行Yに、スイス *New Co Commodities Ag* 有限会社Xを受益者として、信用状の発行を依頼した。その後、スイスX会社が信用状に基づく貨物を発送した。そして、確認銀行を経由して発行銀行Yに書類を呈示した。しかし、呈示された書類に信用状の規定と不一致のところがある七つがあるので、発行銀行Yに支払を拒否された。その間に、到着した貨物がA会社の代理会社Bに引き出された。スイスX会社が発行銀行Yに対し、訴訟を提起した。その理由は、発行銀行YとB会社が共同して、原因取引による貨物を騙り取ったという主張である。最高人民法院の判決に基づき、信用状取引においては、信用状の独立性を持つため、発行銀行が発行した信用状が、受益者に受け取った時点をもって、発行銀行の支払義務を生じたことが判明できた。しかし、スイスX会社の呈示した書類には重大な不一致があるので、発行銀行に支払を拒否されたことが正当だと判定すべきである。そして、スイスX社の貨物が第三者B会社に引き出されたのに、貨物の代金を回収することができないことは、発行銀行と無関係である。ほかの手段を通じて解決すべきである。したがって、最高人民法院がスイスX会社の上訴請求を却下した。

1.5.2 信用状の書類取引性

UCP600 第5条⁶⁵は、「銀行は、書類を取り扱うのであり、その書類が関係することのできる物品(Goods)、サービス(Services)または履行(Performance)を扱うのではない。」

⁶² 金賽波=李健『信用状法律』180頁(法律出版社、2004年)。

⁶³ Frans P. de Rooy, *Documentary Credits*, Netherland, Kluwer Law and Taxation Publishers, 1984, p.103.

⁶⁴ 最高人民法院民事審判第四庭編『信用状紛争典型案例』3頁～7頁(中国民主法制出版社、2006年)。

⁶⁵ 飯田勝人訳・前出注(20)21頁。

と定めている。この規定は、信用状条件に合致する書類の呈示のみが信用状による給付のための要件であり、その書類に表示されている物品や技術指導のようなサービスなどは信用状には関係がないと解すべきである。これを信用状の書類取引性という。

この第5条の規定は、前述の信用状の独立性を定めた第4条の規定と不可分の関係にある。第4条は原因取引に焦点をあてて規定し、そのような契約は信用状と関係がないものとしており、第5条はそのような契約に従って提供される物品、サービスなどに焦点をあてて規定し、そのような物品、サービスなどは信用状とは関係がないとしている。すなわち、両者とも、原因取引が履行されたか否か、原因取引どおりの物品、サービスなどの提供が行われたか否かは信用状には関係がないとしているので、第4条が定めている独立性と、第5条が定めている書類取引性を合わせて信用状の独立性と考えてもよいだろう。

また、物品については、第34条は、書類に記載されている物品の記述、数量、重量、品質、状況、包装、引渡、価値もしくは存在について銀行は義務も責任も負わないと定めている。これは上記の第5条の規定を具体化した銀行の免責規定である。

1、国際慣例と成文法における書類取引性の表現

(1)書類取引性に関する UCP600 の規定

UCP600 第14条(書類点検の基準)⁶⁶の a 項により、指定に基づき行為する指定銀行、もしあれば確認銀行および発行銀行は、書類が外見上充足した呈示となっているとみられるか否かを、書類のみに基づき決定するために、呈示を点検しなければならない。b 項、指定に基づき行為する指定銀行、もしあれば確認銀行および発行銀行は、呈示が充足しているか否かを決定するために、それぞれ、呈示日の翌日から起算して最長 5 銀行営業日が与えられるものとする。この期間は、呈示日にまたはその後に来る有効期限または最終呈示日によって短縮されることも、特段の影響を受けることもない…。

UCP600 第16条(ディスクレパンシーのある書類、権利放棄および通告)⁶⁷の as 項により、指定に基づき行為する指定銀行、もしあれば確認銀行、また発行銀行が、呈示は充足していないと決定した場合には、その銀行は、受け取ること(to Honor)または買い取することを拒絶することができる。

以上の規定により、呈示された書類が信用状契約の規定と一致すること、すなわち、書類間の相違があれば、外見上の不一致と見なす。まさに、信用状書類取引原則の本旨である。

(2)書類取引性に関する「荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際基準銀行実務」(ISBP と略称する)の規定

UCP600 における書類点検についての規定があまり抽象しすぎるので、国際貿易業界と司法界においては、それに対する理解のずれがよくある。信用状紛争を引き起こした

⁶⁶ 飯田勝人訳・前出注 (20) 29 頁。

⁶⁷ 飯田勝人訳・前出注 (20) 31 頁。

原因も見られる。UCPの欠点を補足するため、ICCが、2003年1月に「荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際基準銀行実務」を出版した。ISBPの第24条「送り状の種類」⁶⁸の規定により、信用状が送り状(Invoice)を要求している場合、商業送り状(Commercial Invoice)、税関送り状(Customs Invoice)、領事送り状(Consular Invoice)など、どのような種類の送り状でも条件は充足される。ただし、provisionalやpro-formaなどの表示がある場合は、信用状が特に認めない限り、条件充足したものとは見なされない。provisionalやpro-formaは、「暫定的な」「見積りの」といった意味があるため、その内容が信用状で求めているものと異なる可能性があると考えられる。

ISBPの第28条「運送書類」⁶⁹の規定により、信用状に「Freight Forwarder's Bill of Lading is Acceptable」と書かれていたり、これと同様の文言が使われている場合には、船荷証券には、フレイト・フォワーダーがフレイト・フォワーダーの資格で署名してもよく、自分を運送人と書いたり、または記載された運送人の代理人であると表示する必要はない。この場合、運送人の名称を表示する必要はない。したがって、「Freight Forwarder's Bill of Lading is Acceptable」となっている場合には、上記のISBPの規定が適用され、フレイト・フォワーダーが運送人の代理人として署名したことを示していなくてもディスクレにはならない。

以上の二点からみると、ISBPが信用状の書類取引原則を守りながら、微細な差異を許可し、柔軟性と安定性の結合だと思われる。

(3)書類取引性に関するUCC第5編の規定

UCC第5-108条「発行人の権利および義務」のa項により、第109条に別段のことが規定される場合を除き、発行人は、e項に定める基準慣行によって決められるように、その文言上、信用状の諸条件を厳守しているようにみえる呈示に対し、支払をしなければならない。第113条に別段のことが規定される場合を除き、また、申請人と別段の合意がなされない限り、発行人は、そのように遵守しているとはみえない呈示を不払にしなければならない⁷⁰。

e項により、発行人は、常時信用状を発行している金融機関の基準慣行を守らなければならない。当該発行人がその基準慣行を遵守したことの決定は、裁判所の解釈の問題である。その裁判所は、両当事者に基準慣行の証拠を提出する合理的な機会を与えなければならない。

f項により、発行人は、次の責任を負わない。Ⅰ、なる契約、取決め、または取引の履行もしくは不履行。Ⅱ、他人の作為または不作為、またはⅢ、e項に定める基準慣行以外の特定の取引の慣例の遵守。

g項により、もし第102条a項により信用状となる約束が、文書以外の条件を含んで

⁶⁸ 後藤守孝=吉野弘人『信用状統一規則の実務 Q&A』287頁(中央経済社、2008年)。

⁶⁹ 後藤守孝=吉野弘人・前出注(68)291頁。

⁷⁰ 田島裕訳・前出注(9)280頁。

いる場合、発行人は文書以外の条件を無視し、あたかもそれらが記載されていないかのよう、それらを扱うものとする⁷¹。

2、信用状書類取引性の種類

信用状の書類取引性に関する実践において、絶対的厳格一致基準、実質的一致基準および二重基準が三つに分けている。

(1)絶対的厳格一致基準—鏡像基準⁷²(Mirror Image)

鏡像基準とは、呈示された書類の記載が信用状の定めた条件と完全に一致することを指し、微細な相異の存在も許せないルール(No Application of the de Minims Rule)である。この基準により、銀行が機械的方式で書類に対する一字一句に照合することを行う。その代表する文字に対し、一切解釈を行わない。ただ記載された文字あるいはアルファベットの一致することを求める限りで、書類を受け取る。

1954年イギリスの *Moralize(London) Ltd v. E D and F Man* 事件([1954] 2 Lloyd's Rep 526)に、書類に記載された物品の重量が信用状の規定より 0.06%少ない。この極めて微細な相異であるのに、裁判所が銀行の支払責任を負わない判決を下した。当然、もし現在でこの事件が起これば、UCP600 第 30 条「信用状金額、数量および単価の許容範囲」^{73b} 項により、物品の重量の相異が 5%以内に押さえれば、許容範囲と見なす。

1985年アメリカ第二巡回裁判所上訴裁判所が審理した *Been* 事件(762 F. 2d 4, 6-7 (2d Cir. 1985))に、信用状の規定により、船荷証券に「Mohammed Sofan」を記入すべきなのに、呈示された船荷証券に「Mohammed Soran」を記載していた。「Sofan」と「Soran」のただ一つのアルファベットだけが違いといっても、やはり書類が合致していないので、銀行の支払拒否権を有すると裁判所が判決を下した。

ところで、この絶対的厳格一致鏡像基準を守るか否かに対する論争が多い。賛成の学説では、まず、信用状取引の過程に、銀行がただ信用を提供するだけで、原因取引に参入していない。したがって、申請人と受益者間の原因取引の条項も知るわけでないので、書類の内容に対する判断ができないと断定する。つぎ、銀行が金融サービスを提供するものであって、その専門は金融領域であるので、貿易取引の実務を把握することができない。したがって、鏡像基準の存在が銀行の悩みを解決し、信用状取引に利便性を提供することをもたらしたと主張する。逆に、反対の学説では、この鏡像基準が形式上簡単すぎるので、発行銀行の悪意による支払の拒否という権利濫用を避けられないおそれがある。したがって、もし発行銀行が発行申請人の依頼あるいは発行申請人の財務の不況などがあれば、自身の利益を保護するため、書類の相異を捜し求め、支払を拒絶する理由をつくる可能性も排除できないと考えられる。また、この基準が受益者に対して過酷

⁷¹ 田島裕訳・前出注 (9) 281 頁。

⁷² 鏡像という意味である。左右対称の像、対称的なことを指す。

⁷³ 飯田勝人訳・前出注 (20) 49 頁。UCP 第 30 条「信用状金額、数量および単価の許容範囲」b 項、信用状が、包装単位の数または個々の品目の数を定めることによって数量を記載していないこと、かつ使用金額の合計が、信用状金額を超えないことを条件として、物品数量の 5%を超えない過不足の許容範囲(tolerance not to exceed 5% more or 5% less than……)が容認される。

かつ不公平という点も考量すべきである。

(2)実質的一致基準—鏡像基準の衡平

1989年、アメリカのテキサス州上訴裁判所が *New refuels Nat'l Bank v. Ofiorne* 事件(780 S. W. 2d 313,314-315(Tex. App-Austin 1989))に関する再審を行った。この事件において、信用状の規定により、船荷証券に記載すべきな信用状番号が、「Number86-122-S」であるのに、受益者が呈示した船荷証券に記載された信用状番号は「Number.86-122-5」でした。銀行が書類の不一致を理由で支払を拒絶した。裁判所が「厳格一致原則は圧迫の完全無欠を意味することではない」と述べた。受益者の呈示した書類を審査した上で、裁判所の結論は、上記の符合しなかった点はただの打ち錯誤だとみられ、簡単に銀行の審査で発見されると考えられる。したがって、銀行の支払拒絶の理由が成立しないと解説した。この基準がある程度で鏡像基準の形式化という傾向を軽減し、銀行の悪意支払拒否による受益者の損失を防ぐことができる。

(3)新審査基準—理性の書類審査員

国際取引の発展に伴い、その有効運行を図るため、信用状の独立性を損害しないとともに、無意義の錯誤と本当の不一致を分別することが確認し、最大限に信用状の確定性を促進する審査基準の必要性が出てきた。この状況においては、信用状領域における権威のある学者である Boris Kozolchyk 教授が、理性の書類審査員という基準理論を提議した。すなわち、裁判所が事件を審理する時に、書類の正確性について、一名の銀行基準実務に関する経験と知識のある審査員に依頼し、客観的に正確な判断を出すことを求める。信用状の審査基準が百年間の発展を経て、UCP600の完全になるとともに、ISP98、ISFA、ISBPなどの国際銀行実務に関する基準の補助もあって、どの基準に適用するかということ審査員に任せる。

2002年、アメリカテキサス州南区裁判所が *Vest-Alpine* 事件⁷⁴を審理した。この事件においては、銀行が信用状番号、目的港などを含めて合計六つの不一致のところを見つけた。その中、最も顕著な相異は会社の正しい名称が「Vest-Alpine USA Trading Corp」であるのに、書類に「Vest-Alpine Trading USA Corp」を記載した。裁判所の指摘により、UCP500に書類の不一致による銀行の支払拒否に関する規定が少ないので、実務上適用の基準を把握するのが難しい面がある。したがって、常識の判断を基礎にして、個別に微小なミスを許す解決する策略を採用すべきだと考えられる。最終的に、理性の書類審査員の基準に基づき、裁判所が相異のある書類を全体的に考量し、会社の名称だけでなく、所在地も記入しているので、単純に名称の不一致で全体の書類を否定することがありえないと解説した。同時に、裁判所が実務上の基準も使って、銀行のほかの主張を却下した。この判決が耳目を一新することだと評価された。

一方、理性の審査員基準を批判する学説もある。過ちをしない人間がいがないため、実

⁷⁴ *Voest-Alpine Trading USA Corp. v. Bank of China*, 167 F. Supp.2d (S. D. Tex.2000), aff'd, 288 F.3d 262 (5th Cir. 2002).

務上経験や知識などのレベルが違う審査員が絶対的に理性的な判断ができないと主張した。しかし、審査員が十分な育成訓練を受けて、資格が取れないと正式な審査員になれないので、必ず経験を積んで、専門の資格を取ってから、審査をやらせることである。そして、判例からみると、裁判所や信用状の使用者がもっともな審査員基準を求めている。

3、中国実務における信用状書類取引性の確立

最高人民法院所が公布した「最高人民法院所の信用状紛争の審理に関する若干問題の規定」(以下「規定」と略称する)の司法解釈の第6条「文面上の一致の認定の基準」の規定により、(1)人民裁判所は、書類の点検に関連する信用状紛争の事件を審理するときは、当事者がその適用を約した国際慣例またはその他の規定に基づいて行わなければならない。当事者に約束がないときは、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」および関連基準に基づいて、書類と信用状条件、書類と書類が文面上一致するか否かを認定する。(2)信用状に定める書類と信用状条件、書類と書類が文面上、完全に一致していないときは、これによって相互間に異義や曖昧さが生じない限り、不一致があることを認定してはならない。

この規定を起草した最高人民法院所民事裁判第四庭の裁判官が、「第6条により、信用状書類取引の原則を認可すると同時に、鏡像基準を認めない」と指摘した。この観点は世界各国の裁判実践経験を吸収し、国際慣例と国際基準銀行実務を遵守し、裁判所の実務経験を要約した基礎に確立した理論である⁷⁵。

その後、最高人民法院所が上記の「規定」に対する解釈の「説明」を公布した。その第三点により、「規定」第6条第一項に、信用状における書類審査の基準を明確した。すなわち、UCP600の表面上一致を援用した。第二項に、「規定」の厳格一致が、鏡像基準ではなく、異なる理解を引き起こさない細微な「不完全一致」を許可する。

この統一した審査基準が司法実務において、見事によい役割を果たした。しかし、この基準によって、国際慣例と国内法の効力の衝突が生じて、基準の適用を混乱させることもしばしば存在する。

4、信用状書類取引性に関する判例

(1) *Tosco Corp. v. Federal Deposit Insurance Corp.* 事件 (723 F.2d 1242(6th Cir.1983))

この事件において、ニューヨーク州の「厳格遵守」の原則はテネシー州では採用しないと判決した。

テネシー州ではニューヨーク州の「厳格遵守」の原則は採用されていない。この事件では *United Southern Bank of Clarksville*(テネシー州)が行った信用状の不渡り処理の違法性が争われている。原告 *Tosca* はネヴァダ州の石油製品販売店であるが、*Lankford* 石油はサービス・ステーションの小売店であり、1971年以來、原告から継続的に商品

⁷⁵ 高曉力「信用状厳格一致原則」*涉外商事海事裁判指導* 1輯 152頁 (2006年)。

を購入していた。1976年にToscoの委託販売店の形で商売をするようになった。1978年になると、Lankfordの支払小切手がしばしば「資金不足」で不渡りになるようになり、Toscoは現金小切手と交換に販売するようになった。Lankfordにとっては不便であり、交渉の末、9万5千ドルの信用状をToscoのために作成し、元の形で取引が続ける合意が結ばれた。この合意に従ってUnited Southern Bank of Clarksvilleが信用状を発行した。その信用状には、「irrevocable letter of credit Number 105」と表記され、1979年9月25日に日付が付されていた。この書面は「Bank of Clarksville by /s/Ken Atkins, Vice President and Cashier」と署名されていた。有効期間については、「1980年6月1日に停止する。」と記載されていた。

元の形の取引に戻ってから、Lankfordは1979年10月から1981年5月までの間に大量の取引が行われた(毎月10万ドル以内)。1980年5月に、Toscoは、この取引を継続するために15万ドルの信用状を作成することを要求した。これに応じてLankfordは同じ銀行に発行を依頼し、二通目の信用状が発行され、この信用状は「1981年5月14日に停止する」ものとされた、これにより取引が続けられたが、1981年1月になってから、Lankfordが過振りの小切手を切るようになり、発行銀行がToscoに「back up」を要求した。その頃、Lankfordの負債額は10万ドルを超えていた[1981年5月6日にToscoは債権の取立に失敗し、先の信用状を使って109,175.67ドルの為替手形の買収を発行銀行に求めた。この請求が1981年5月8日に発行銀行に届いていたが、同銀行は支払を拒絶した。

連邦地方裁判所は、当事者が陪審審理を放棄し詳細な書証を提出したので、主に書面審理によって原告勝訴の判決を下した。上訴審審理に当たった第六巡回区上訴裁判所も、この判決を肯定した。その判決には技術的な論点が含まれていることもあり、かなり長いものになっている。第一に、被告Federal Deposit Insurance Corporationの被告適格性について説明している。この点については、第一審判決後、この上訴審審理が開始される前に、被告銀行が倒産し、Federal Deposit Insurance Corporationが破産管財人となった。テネシー州法は、州法の閉鎖銀行の「すべての義務、権限および権利」を承継すると規定する。

第二に、倒産銀行が不渡りにしたことが違法であったかどうかについて、判決は、「テネシー州は、不法な不渡りについて発行人に対し受益者によって提起された訴訟において要求される遵守基準の争点には、直接答えていない。「厳格遵守」抗弁は本件の事実のもとで拘束力をもつものでないと判決した地方裁判所には、間違いはない。」と判示した。このように、ニューヨーク州の「厳格遵守」抗弁はテネシー州では認められていないことを説明し、テネシー州では、信用状が要求する書類と現実に提出された書類の間に相違があっても、表見的に正当なものであると思われる場合には、信用状により支払義務があると判決した。

第三に、本件では、被告銀行はAtkinsに信用状発行の権限を与えていないと主張し

ているので、上訴裁判所は、これについても詳細な検討をしている。これについては、一般的なコモン・ローの問題として、**apparent or ostensible authority**があれば本人は代理人の責任を負うと説明し、**Atkins** は銀行の副頭取りであったのであり、その記述がなされているので、被告銀行は責任を免れることはできないと判決した。

最後に、被告銀行が支払うべき損害額に対する利息の計算について被告銀行の申立について検討し、この点については、被告銀行の主張を認めた。連邦地方裁判所は、1981年5月8日に不渡りが起こったと認定したのであるが、これは5月11日の間違いであるというのである。この限度で、原審判決を修正した。

(2)American Coleman Co. v. Intrawest Bank 事件 (F.2d 1382 (10th Cir.1989))

「厳格遵守」の原則が適用される判例は、**American Coleman Co. v. Intrawest Bank** 事件 (F.2d 1382 (10th Cir.1989))である。

たった一日の違いであっても、信用状の条件は、厳密に守られなければならない。1984年に原告アメリカン・コールマンは、コロラド州の不動産を **James E. Gammon** とサウス・サンタフェ・パートナーシップに売却した。その不動産に第一位の担保権を設定して約束手形によって支払がなされた。手形の日付は1984年11月16日であり、登録は11月21日になされた。

さらに、**Gammon** の返済を保証するために、被告銀行が無条件の取消不能信用状を発行した。その日付は、1985年2月15日である。原告は、1985年12月31日および1986年5月16日に、それぞれ7万5千ドルの支払を信用状により請求した。さらに、1986年11月13日に、10万ドルの支払を求めて一覧式為替手形が被告銀行に呈示された。被告銀行は11月17日に正式に支払を拒絶した。その理由は、11月15日に信用状の期限が経過したが、11月16日まで、**Gammon** には債務不履行はないということである。

原告も被告も略式判決を求め、連邦地方裁判所は、被告勝訴の判決をくださった。判決理由は、原告が11月13日に支払を求めたときに信用状の条件を満たしていなかったということである。これに対し、原告は、被告銀行が支払を拒否する理由を説明していれば、信用状の有効期間内に対処できたはずであり、本件の事情のもとで被告銀行は支払を拒絶するのは不公正であると主張した。また、条件が満たされていないといっても、**Gammon** は返済能力を失っており、実質的には満たされていると主張した。上訴裁判所は、信用状については「厳格遵守」の原則が守られるべきであるから、原審判決には間違いがないと判示して、その判決を肯定した。

(3)Curtils of North America Inc. v. North Carolina National Bank 事件 (628 F.2d 802(4th Cir.1975))

この事件においては、連邦地方裁判所が「厳格遵守」の原則を緩めて適用したが、第四巡回区上訴裁判所は「厳格遵守」の原則の重要性を説明し、原審判決を破棄・差戻した。

信用状による支払のときに提出される書類等は、文字通り指定された通りのものでなければならぬが、それらは実質的に一致していれば要件は満たされている。

被告銀行はその取引先である *Adastra Knitting Mills, Inc.* の依頼を受けて、原告を受益者とする 1973 年 3 月 21 日日付の信用状を発行した。その信用状の条件は、為替手形の合計限度額を 135,000 ドルであり、*Adastra* がアクリル糸を購入した日から 60 日以内に呈示されること、1973 年 8 月 15 日までを有効期限とすることであった。原告は必要とされる書類を提出して、被告銀行に 67,346.77 ドルの支払を為替手形の形で請求した。被告銀行は、その支払を拒絶した。その主たる理由は、信用状の条件として「商業上の送り状三通を作成し、100%アクリル糸」と記載することが要求されていたが、実際には、「輸入アクリル糸」と記載されていたということである。

連邦地方裁判所は、提出書類を精査してみると 100%アクリル糸であることは送り状以外の書面から明瞭であり、被告銀行は支払義務があると判決した。しかし、第四巡回区上訴裁判所は、信用状の制度の意義を詳しく説明し、信用状と関連書類等が厳格に一致していることが重要であると判示した。しかし、貨物証券などの関連書類については、第三者によって作成されるものであるから、文言の記載に間違いが起こり得る。そこで、国際商業会議所が作成した UCP に従い、内容が実質的に一致していれば、信用状の条件は満たされているというべきであると判決した。

1.5.3 独立性・書類取引性の長所と短所

信用状の発行銀行や指定銀行が、一覽払、後日払約束、引受、買取や補償を行うことに原因取引が完全に履行されているか、スタンドバイ信用状の場合には原因取引についての不履行があったか、物品は契約どおりのものか、安全に運送されているかということを一いち確認しなければならないとすれば、信用状取引は円滑に行われぬ。原因取引の直接の当事者ではない銀行が原因取引上のトラブルに巻き込まれないよう信用状取引の円滑化を図るために打ち立てられたのが、独立性原則と書類取引性原則である。

UCP は、この二つの原則を骨子として諸規定を定めているといえる。このことは、銀行による書類点検を信用状条件との外見上の一致に限定するとともに、受け取った書類が信用状条件を充足しているか否かはその書類のみに基づいて決定しなければならないことを定めている第 14 条 a 項⁷⁶、物品の価値、存在などに関しての銀行の免責を定めている第 34 条⁷⁷などをみれば明らかである。

このように、この二つの原則は、信用状取引の円滑化のために不可欠のものであるが、立場を異にする関係当事者のそれぞれにとって、長所と短所がある。

1、発行銀行にとっての長所と短所

発行銀行は、書類の信用状条件との合致さえ確かめて支払を行えば、原因取引との関係や、物品の状態などに関係なく、発行依頼人に補償を請求する権利を取得できるので、

⁷⁶ 飯田勝人訳・前出注 (20) 29 頁。

⁷⁷ 飯田勝人訳・前出注 (20) 51 頁。

この二つの原則は発行銀行に有利に働く。しかし、場合によっては発行銀行に危険をもたらすこともありえる。

たとえば、銀行が荷為替信用状を発行したが、その後発行依頼人の業態が悪化して、書類が到着しても弁済を受けられる見込みがなくなった場合を考えてみる。発行銀行は、信用状条件に合致した書類が指定銀行から送られてくれば、その銀行に補償しなければならないが、発行依頼人からの弁済は受けられないので、別途送られてくる荷物を処分して、その代金によって損害の軽減を図ることになる。しかし、信用状条件どおりの書類が呈示されても、売買契約どおりの物品が船積されているとは限らない、もし売買契約とは異なる無価値の物品が到着しても、それを理由に指定銀行に対して行った補償の返還を要求することはできない。

2、発行依頼人にとっての長所と短所

発行依頼人は、発行銀行が信用状条件に合致する書類を受理して支払を行った場合には、その書類を受理し、発行銀行に弁済しなければならない立場にあり、原因取引との関係や、物品の状態など、信用状条件以外の事項を理由に書類の受理や、発行銀行への補償を拒絶することはできない。このことについては、第4条 a 項の第二文にも明文の規定が設けられており、二つの原則は発行依頼人にとっては厳しいといえる。

3、指定銀行にとっての長所と短所

発行銀行から一覧払、後日払約束、引受または買取を授権された指定銀行は、信用状条件に合致した書類を発行銀行へ呈示しさえすれば、発行銀行から補償を受けられる。したがって、通常の場合であれば、二つの原則は指定銀行に有利に働く。しかし、物品を一覧払、後日払約束、引受または買取のための担保であるとする考えに焦点を当てると、同じ原則が指定銀行にとって不利な面も持っているということになる。たとえば、担保とした物品が書類に記載されたものと異っていても、信用状取引上は保護を受けることはできない。

4、受益者にとっての長所と短所

受益者は、外見上信用状条件を充足する書類を呈示すれば、たとえ売買契約上の不履行などがあっても、信用状による支払が確保できる。しかし、場合によっては、逆に受益者にとって不利益に働く危険を秘めている。たとえば、荷為替信用状に基づいて、受益者が売買契約どおりの物品を船積したとしても、呈示した書類が信用状条件に合致していなかったとき、または信用状条件に合致する書類を整えることができなかったときには、受益者は信用状に基づく支払を受けることはできない。このような場合には、信用状を離れて売買契約上の問題として、受益者ではなく売主の立場から買主に代金の支払を請求することになるが、書類の不備を理由に支払を拒絶するような相手から代金を取り立てることは容易ではない。

1.5.4 信用状と保証状

信用状の機能は保証状(保証債務)に似ているが、法律的にはいくつかの相違点がある。

その中で最も注目すべきことは、信用状が前述どおり原因取引との関係において独立性を持つものであるのに対して、保証状は附従性を持つものである。したがって、信用状取引においては、原因取引による債務が発生しているか否か、すなわち主たる債務が存在するか否かに関係なく、信用状条件に合致した書類の呈示があれば、発行銀行は支払を行わなければならないが、保証債務の場合には、主たる債務の存在することが保証債務履行の前提となる。なお、保証状にも附従性を有するもののほかに、ICCが制定した「ICC 請求払保証に関する統一規則」(URDG458)に準拠した独立性を有する保証状がある。後者は実質的にスタンバイ信用状に近いものである。スタンバイ信用状にはUCPに準拠したものと「国際スタンバイ規則」(ISP98)に準拠したものがある。

1.6 節 信用状の融資機能

1.6.1 信用状融資の特徴

国際貿易における決済手段として、幅広く利用されている信用状は、すべてUCP600に基づき発行される。UCP600により、信用状の定義は、いかなる名称が付されまたは表示がなされているかを問わず、取消不能であって、充足した呈示を受け取ることの発行銀行の確約となる取決め(Arrangement)をいう⁷⁸。ここで、注意すべきことは、a、銀行が支払を承諾する。為替金と代金取立依頼の方式は、銀行が支払を承諾しない。b、条件は受益者が信用状に明記された書類に合致した呈示である。

信用状の機能においては、銀行の信用が買主の商業信用を代わりに売主に対して支払を保証することで、貿易両方の貨物引渡と支払における矛盾を解決でき、両方の資金負担を軽減することができる。

信用状に基づく取引にはその発行のもととなる売買契約などとは切り離された独立性⁷⁹があることを忘れてはならない。さらに、信用状がいったん発行されると、その信用状に要求される書類のみに基づいて取引が行われるという書類取引性があることも留意しなければならない。「書類取引」とは、売買契約などの背景にある物品などの売買ではなく、信用状が要求しているそれらの物品を表象した船積証券などの書類を売買するという意味である⁸⁰。

以上の二つの原則は、信用状制度の基礎として、信用状の発展を促進する役割を果た

⁷⁸ 飯田勝人訳・前出注(20)19頁。

⁷⁹ 飯田勝人訳・前出注(20)19頁。第4条「信用状と契約」a、信用状は、その性質上、信用状の基礎となることのできる売買契約その他の契約とは別個の取引である。たとえ契約へのなんらかの言及が信用状に含まれている場合であっても、銀行は、このような契約とは無関係であり、またこのような契約によりなんらか拘束されない。したがって、信用状に基づき受け取ること、買い取ることまたはその他の債務を履行することの銀行の約束(Undertaking)は、発行依頼人と発行銀行または受益者との関係の結果として生じる発行依頼人の請求または抗弁(Claims or Defenses)には左右されない。受益者は、いかなる場合にも、銀行間または発行依頼人と発行銀行間に存在する契約関係を援用することができない。b、発行銀行は、原因取引書、み積み送り状およびこれと類似のもののコピーを信用状の不可欠な一部として信用状に含めようとする発行依頼人の試みを差し控えさせるべきである。

⁸⁰ 浦野直義監修『輸出入と信用状取引』8頁(経済法令研究会、2009年)。

しているが、一方、信用状制度は買主の利益に対する十分な保障を欠乏し、基礎的な取引の過程に対する有効な監督もできない。信用状詐欺の発生を予防できずに、相当な制約措置も設置できない。したがって、信用状自身の固有の局限性、あるいは制度の「内在の欠乏」は、国際貿易中の不法商人に破綻を与え、各種の信用状詐欺を育む温床だと言える。このことから世界各国の法律と判例は、信用状が原因取引と区別し、独立性を認めると同時に、独立性の例外を承知する必要がある、もし受益者は確実な詐欺行為があれば、買主は裁判所に発行銀行の信用状に基づく支払の禁止命令を申請することができる。

1.6.2 信用状の機能に関する判例

1、Wichita Eagle and Beacon Publishing Co.v. Pacific National Bank 事件(493F.2d 1285(9th Cir.1974))

信用状の機能は大きく変化している。その書面の表題がどのように書かれているかは問題ではなく、その文面を読んで解釈されることになる。

Wichita Eagle and Beacon Publishing Co.v. Pacific National Bank 事件 (493F.2d 1285(9th Cir.1974))は、賃貸借契約において信用状としての特性をそなえていない書面が発行されたが、保証書であるから保証契約に関する法律にしたがって扱われると判示した。

信用状という名称が使われていても、信用状としての特性をそなえていない書面は保証書であり、保証契約に関する法律にしたがって扱われる。

Circular Ramp Garages, Inc. (サンフランシスコ)が賃貸借契約 (lease)を原告と締結し、この契約により、出版事業に適するように建物を改築することを約束し、この約束の違反に対し 25 万ドルの確定額損害賠償の支払をすることになっていた。この支払を「信用状」の発行という形で保証したのが被告銀行である。一定期間がすぎると、銀行がその金額を減額できることが、別途、契約されていた。サンフランシスコ市の改築許可が下りなかったために、約束の期間内に契約は履行されなかった。そこで原告が、為替手形を振り出して 25 万ドルの支払を請求したが、銀行は 5 万ドルまでの支払しか認めなかった。

本件では、先の書面に「信用状」と明記されているが、本件に信用状の諸法理を適用すべきであるかどうか争われている。第一審の連邦地方裁判所(キャリフォルニア北地区)は、問題の書面を信用状として扱った。上訴裁判所は、原審判決を破棄し、その判決に示されたように再審理するよう、事件を差戻した。通常、国際売買における買主の支払を確保するために使われるもので、本件のような使い方は想定されていなかった。保証書と比較をすると、信用状の場合には、銀行は背後にある諸事情を調査して、危険がないかどうかを十分に検討しなくても発行でき、書類審査だけで取引ができる。信用状の条件が厳格に、明瞭に記載されているのでなければ、銀行によって濫用され、ひいては信用状のシステムの利便性が傷つけられることになるというのである。

上訴審判決は、第一に、貸貸人が改築を進めるにあたり、忠実義務(due diligence)を尽くしていないと認定されており、元の貸貸借契約の違反があると判示した。第二に、25 万ドルの確定額損害賠償の規定は、上記のような約束の違反に対する損害額の予想が困難であったことから、確定額としたものであって、被告銀行は、この損害賠償の支払を保証したものであり、被告銀行は、違反が確定した時点からの法廷利息を付けて、25 万ドルを支払わなければならないと判決した。

2、Transparent Products Corp. v. Pay saver Credit Union 事件 (864 F.2d 60(7th Cir.1988))

この事件も、たとえ「信用状」という言葉が使われていても、信用状として明確な特性を備えた書面でなければ、信用状とは認められないとした判決である。

Titan Toolは原告と継続的な取引をしており、原告に33,000ドルの借金をしていた。同社はさらに61,000ドルの原告との取引を望んだが、原告は支払保証の提出をもとめた。そこで、被告銀行に相談し、次のような手紙を作成してもらった。

「Transparent Products Corporation 殿

〒60101 イリノイ州ベンセンヴィル

トーマス・ウェルズに関する件

関係者殿:

われわれは、この手紙によって、メイウッド市南 23 番通り 1003 番のトーマス・ウェルズおよびメイウッド市南 2 番通り 1315 のチタン・ツールの要望により、総額 5 万ドルまでの信用状を創設するものである。」

上の手紙が提出されたにもかかわらず、原告は信用貸付をせず、取引は成立しなかった。その一年余り後、Titan Toolは倒産し、先の33,000ドルは未払いのまま残った。そこで原告は、この信用状を利用してその借金を取り立てようとした。第一審の審理に当たった連邦地方裁判所は、これが信用状であることは認めたが、原告は最初その効力を否定する態度を示しており、禁反言の原則により、一年以上もたってからその権利を主張することは許されないと判決した。その上訴審に当たった第七巡回区上訴裁判所は、原審判決を肯定したが、上の書類を信用状と認めることは有害であると判示した。信用状は銀行取引において重要な役割を果たすようになっており、曖昧なものを信用状と認めれば、その利便性が傷つくというのである。

第2章 信用状の法律枠組

2.1 節 国際商業会議所の規則

2.1.1 「ICC 荷為替信用状に関する統一規則および慣例」

1、UCP の歴史発展

信用状統一規則(UCP)は、75年の歴史をもち、世界中に広く普及している国際規則であるが、ICC という私的な国際組織が制定した任意規則である。したがって、

Incoterms(貿易取引で広く利用される Trade Terms)と同様に、この規則を適用するときには、「契約自由の原則」に基づき、基本的に関係当事者の合意が前提となっている。

統一規則の先駆者たる規則としては、1923年1月1日の草稿にかかるドイツの「ベルリン・シュテンペル協会信用状取引規則」⁸¹と、フランスでの1924年1月14日のパリ規則が存在する。類似した諸規則が一連の主要ヨーロッパ大陸諸国の銀行協会によって制定されたが、一方でロンドンのシティーは、そのころ、規則のいかなる書面への固定化を拒否して対抗した。規則を欠陥付きで統一することは、国際的な商取引の発展にとっての重大な障害でなければならない。ICCの最も重要な課題は、国際取引の要求と統一的取引法の生成を協同させることであるが、その基礎作業から、特に荷為替信用状の領域において、国際的な統一と規則化に寄与することが意図されてきたことは驚くべきことではない。初期の作業が、非常に難渋した。統一的な規則の最初の企ては1929年のICCのアムステルダム会議においてなされたが、ベルギーとフランスの銀行実務に普及したのみであった。

ウイーンにおけるICCの第7回会議で、1933年「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」が採択された。信用状取引のこの最初の国際的規則はすでに大きな賛同を得ており、まずベルギー、ドイツ、フランス、オランダ、イタリア、ルーマニアおよびスイスの諸銀行によって採択され、その上アメリカの諸銀行の興味を呼んで、一定の留保付きではあるが、アメリカは1938年にほぼ完全にこれを採択した。アメリカの実務とその間に变化した諸関係を考慮に入れる必要性は、1951年、リスボンにおけるICCの第13回会議において統一規則の改訂をもたらしたが、この改訂版は約30か国の諸銀行によって纏めて採択された上で、より一層多くの国における個別の銀行によって遵守されたのである。しかし、規則の実質的内容と統一規則の適用領域の地理的拡張に関してこのように達成された進歩にもかかわらず、これは結局、未だ世界的平面に貫徹をす可能なものではなかった。特にイギリスと英連合の国々は、イギリスの実務とICCによって定立された規範作業の間には重要な実質的相違がなかったにもかかわらず、統一規則を未だ採択していなかった。イギリスの銀行にとっては、一般的な規則に拘束されるよりも個別的な事件ごとにひろい取引の自由を有する方が、顧客の希望を満足する方法で実現できる保証を提供すると思われたのである。しかし、さらに10年が経過したあと、信用状取引の実務は非常に広く発展し、1962年に統一規則の次の改訂がなされなければならないこととなった。それによって、銀行年鑑に記載された諸国と諸地域の殆どすべて、それは最終的に178か国に及ぶが統一規則を採択するという成功を収めたが、これにはイギリスと英連合をも数えるのであって、これらの参加は統一規則の世界的な適用を確保する歴史的な成果と評価されなければならない。諸事情はその間にも変化し、世界的に適用される法典にとって有利なものとなった。しかしそれでも、か

⁸¹ F.アイゼンマン/R.A.シュッツエ著、橋本喜一訳『荷為替信用状の法理概論』51頁（九州大学出版会、1994年）。

かる成果は ICC の銀行技術実務委員会によって作成されたテキストに由来するというべきである。この委員会は優秀な委員長である Bernard S.Wheble の下で 1974 年の改訂を成し遂げ、現在の統一規則をもたらしたが、これが積極的に評価されたものである。新しい規定は実務上、多くの国によって採択された。

1984 年 10 月 1 日から、第四次の改訂統一規則(Revision1983)が発効した。新規定はまず経済的、技術的な大きな発展に適応するものである。とりわけ国際商業会議所銀行技術実務委員会の諸見解が 1974 年改訂統一規則になおも多く解釈に関する相違の余地が残されていることを明らかにしていたため、次の改訂の提案を作成するための共同部会を構成することが 1979 年に決定された。構成員の中でも特に重要で関心のある者によって組織された作業部会は、1981 年 12 月に最初の草案を提示した。考察と聴聞が重ねられたあと、1983 年 6 月に第四次改訂統一規則が可決され、1984 年 10 月 1 日から発効した。

1983 年改定統一規則はまず、条文の数が 47 箇条から 54 箇条に増加したが、特に 1974 年改定統一規則に頭記されていた「総則と定義」が一般的規定自体の中に包括された。その上、実体的で重要な変更が 1983 年改訂統一規則には含まれている。延べ払い信用状とスタンドバイ・クレジットが適用範囲に含まれた、統一規則を援用することが信用状書面に明記されるものとなっている。技術上および取引上の進歩が信用状の発行について考慮されている。運送書類の全領域で規定が改められた。

2007 年の改訂では、条文数が全部で 39 か条に整理されたが、信用状の本質は不変である。各条文は実務に則してより細かくなっている。なお、信用状統一規則の改訂にあわせて、それを補完する「荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際基準銀行実務」(International Standard Banking Practice for the Examination of Documents Under Document Credits Subject to UCP600:ISBP61)も国際商業会議所から出版されている。

2、銀行実務の規則である UCP

統一規則の適用されている国々において、統一規則の性質が客観的制定法と考えられるものでないことについては見解の一致が存する。それは立法に影響を与えてきたが、それ自体は法律ではない。国連国際商取引法委員会(United Nations Commission on International Trade Law;UNCITRAL)と国際商業会議所の立場は「推薦」というものの性格に依拠している。上述の UNCITRAL の決議文における最後の行において、UNCITRAL はすべての荷為替信用状取引への統一規則の適用を薦めているのである。国連取引法委員会はこれによって明らかに、国際商業会議所が常にとってきた立場、すなわち統一規則を単純な勧告として性格付け、その妥当根拠が専ら契約的性質に存しなければならないということを承認しているのである。UNCITRAL と同様に国際商業会議所も、統一規則は国際商業会議所によって編纂され、しばしば法典化された規則が国内法から独立して適用を請求することができるという意味で、規範的な法制定物と考えているのではないように思われる。

(1) レックス・メルカトール⁸²としての適用なし

若干の学者により、非国家的あるいは超国家的構成物たる統一的な国際的取引法の意味におけるレックス・メルカトール(Lex Moratoria)の存在が主張されている。統一規則は立法的な権限のない組織によって確立されたものであるにもかかわらず、いくつかの国の判例によって既に特別な法秩序の性格を与えられていて、一つの慣習法に比肩できる効力を認められている。

統一規則が世界的に利用されることにより、少なくとも部分的な領域において、それが荷為替信用状の法律関係の統一的なルールを創造したように誤解されるべきではない。ここからレックス・メルカトールへの帰属性を推論しようとすることは成功しなかった⁸³。統一規則を超国家的商取引法に数える考察方法は軽率である。これは荷為替信用状法の重要な部分が統一規則に規定されておらず、衝突法規によって適用がなされる国内法に委ねられていることを考慮していない。レックス・メルカトール説の支持者は重要なルールが統一規則に欠けていることを正確に理解していない。たとえば信用状請求権の抽象性に関するもののように、規則が行われている場面でも、これは適用される国内法秩序に照らしてのみ解釈され得るのであり、このことは特に、抽象的な請求権の主張に対抗する権利濫用の抗弁の主張には個別的な法に則った様々な可能性があることによって明らかに示されている⁸⁴。

(2) 慣習法としての適用なし

ドイツ文献の一部によって、統一規則は慣習法として性質付けされている⁸⁵。それらが前提とするところは、統一規則が長く、継続的かつ全く同じ形式で実施されてきたことおよび関係領域における法適用によって特徴付けられてきたということである。世界的に適用されてきたにもかかわらず、統一規則に制定法の等級を与えるような法的性質付けは、一般に拒絶されている⁸⁶。

(3) 商慣習としての適用なし

ドイツ連邦通常裁判所とドイツにおける支配的な見解は、統一規則において商慣習の形成の前提が充足されたものと解している⁸⁷。このような性質付けの前提は、統一規則が当事者の承認によって一定の時間の経過後に成立する事実上の慣習をなすということである。

統一規則の数多くの規定は、これまで信用状実務において存在してきた事実たる慣習の表現ではなくて、統一的で規則的な行動様式が将来において初めて生じることを期待

⁸² 高桑昭「国際商取引と紛争解決方法、適用法、法律家」同『国際取引における私法の統一と国際私法』98頁～100頁（有斐閣、2005年）。レックス・メルカトールの概念とは、「国際商取引にかかる非国家的私法であり、伝統的な法源には基づかない特別の法規則」と広く定義することとする。

⁸³ F.アイゼンマン/R.A.シュッツエ著、橋本喜一訳・前出注（81）50頁。

⁸⁴ F.アイゼンマン/R.A.シュッツエ著、橋本喜一訳・前出注（81）55頁。

⁸⁵ F.アイゼンマン/R.A.シュッツエ著、橋本喜一訳・前出注（81）55頁。

⁸⁶ F.アイゼンマン/R.A.シュッツエ著、橋本喜一訳・前出注（81）56頁。

⁸⁷ F.アイゼンマン/R.A.シュッツエ著、橋本喜一訳・前出注（81）57頁。

して改訂に持ち込まれたものである。このことは、例えば一般的な運送書類、海上船荷証券および郵送書類について妥当する。統一規則が述べている法則はなにも「自然にできた」ものではなくて、「作成された」ものであり、それは商慣習としての性質付けから遠ざけるのである。提供証券厳正の原則と個別的な基本的取引からの信用状の独立性がその事例である。

(4)規範としての適用

統一規則の本質は、世界的な適用が計画的秩序を化体していることが考慮されたときのみ正当に理解されることができる。これを国内法の目標へと方向付けるような荷為替信用状取引を支配する規則の性質付けには、統一的視点を損ない規範の適用と解釈における危険性を導くおそれがある⁸⁸。

統一規則に化体された特殊な国際的秩序それ自体の国内法に対する諸問題については、国際商業会議所によってなされた荷為替信用状の法典化が完璧なものではないということが考慮されなければならない。統一規則は法としての体系を持つものではなく、実体の本質的な領域が捕捉されているとはいっても、信用状取引の自体で完結的な規則を包含するものではない。個別的な法的諸問題が統一規則によって整備されていない限りでは、場合によっては国際私法に依拠して確認された国内法が適用されなければならない。けだし、信用状は世界的取引の手段としても法秩序から自由な空間にあるものではなく、すべての契約関係と同様、統一規則によって規律されていない領域に補充的に適用される一定の法に服するからである⁸⁹。

2.1.2 「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」への電子呈示に関する追補 (eUCP)

eUCPはICCがUCPの追補として電子書類の呈示を認めるために制定した統一規則である。電子商取引の場合にも決済の安全性、支払を確保する方法の整備が不可欠である。

1、貿易電子化

(1)セキュリティ強化とサプライチェーンマネジメント

現代の企業では原材料や部品の生産、調達、物流、在庫管理、販売と代金回収および全過程での金融など一連の業務の流れを一つのサプライチェーンとして捉え、IT技術で各情報を融合させ(Supply Chain Management;SCM)、経営の効率の向上、コスト削減、収益増を図ることが、趨勢となっている。

2001年9月11日に発生した同時多発テロ以来、国際物流のセキュリティ確保のため、通関手続やコンテナ検査を強化して、アメリカ入港船舶のコンテナ貨物に対し、輸出港船積 24 時間前に積荷目録をアメリカ税関当局に電子申告することを義務として付

⁸⁸ F.アイゼンマン/R.A.シュッツエ著、橋本喜一訳・前出注(81)58頁。英国では統一規則は信用状取引において当事者の特別の約定なしに適用されると言っている。

⁸⁹ F.アイゼンマン/R.A.シュッツエ著、橋本喜一訳・前出注(81)59頁。

けた(いわゆる 24 時間前ルール)。この義務は 2006 年 10 月に成立した Safe Port Act の施行で一層強化されている。船積前に輸入国・輸出国税関当局あてに電子申告を要求されるのは、積荷の関税品目(HS)コード、供給者、製造業者、輸入商の名前と住所など、サプライチェーンの全過程を把握する可能となる情報である。この積荷情報の輸入国・輸出国当局への事前電子申告義務はカナダ、ヨーロッパ、オーストラリア、中国、日本などで続々と採用され、現在はグローバルなルールとなっている。

また増加する通関業務を効率的に行うため、アメリカ C-TPAT⁹⁰に続き、商社、メーカー、運送業、フォワーダーなど関連業者のうち法令を遵守する業者を通関手続上の負担を軽減する認定事業 AEO⁹¹に指定する制度が、ヨーロッパ、中国、日本などに導入された。WCO(世界税関機構)も AEO の満たすべき要件や検査認定手続、優遇措置、相互認証等を規定した「AEO ガイドライン」を採択し、事前通告による電子通関手続は、世界の主要貿易国に普及している⁹²。

(2)書類の自動チェック

貿易関連書類の電子化と電子呈示は、手続の可視化と効率化の狙いであるが、最終目標は、取引の一貫電子処理に向け、必要とされる書類の自動チェック機能をコアとして、代金決済と貨物引渡という全過程の業務処理を自動化にすることであると考えられる。これが実現すれば、貿易関連業務の飛躍的な生産性向上と管理コストの大幅な削減が期待される。自動チェックではミスタイプ、ミス・スペリングや修正されるべき語句の不一致を見つけるのは容易であるが、どの程度の差異なら当該取引の関係者のすべてが同意できるのかなどを判断することは容易ではないからである⁹³。

(3)貿易関連書類の基準化

貿易手続簡易化と EDI⁹⁴基準化の歩みは UN/CEFACT⁹⁵が長年、貿易手続の基準化、書類の統一化に携り、いくつもの勧告を出している。たとえば勧告第一号は、貿易関連書類のための国連レイアウトキイで、船荷証券、海上運送状、商業・保険関係書類、複

⁹⁰ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 261 頁。Customs Trade Partnership Against Terrorism:テロ対策の一環としてアメリカの定める安全基準を満たす企業に貨物検査率の引下げなどの便益を付与する制度。

⁹¹ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 262 頁。Authorized Economic Operator(AEO) 制度とは、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、国際競争力を強化するため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度である。

⁹² 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 261 頁。

⁹³ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 262 頁。

⁹⁴ 江頭憲治郎『商取引法の基本問題』151 頁(有斐閣、2011 年)。EDI とは、企業間または企業・行政機関等、異なる組織の間で、商取引等の経済活動に伴う各種の情報を、コンピュータによる処理が可能な形式に構造化し、通信回線を利用して、相互のコンピュータの間で交換することをいう。メーカーと販売業者間の自動受発注システムのような少数特定当事者間のシステム、および、不特定当事者間のシステムのほか、規約に合意した多数当事者間の「EDI プラットフォーム」と呼ばれるシステムがあり、貿易取引関係のシステムは、多くは最後の形態のものである。

⁹⁵ UN/CEFACT は、貿易簡易化と電子ビジネスのための国連センター:Centre for Trade Facilitation and Electronic Business である。

合運送証券などを取り扱っている。第6号は「貿易のための統一インボイスレイアウトキイ」、第12条は「海上運送書類の手續簡易化策」の勧告である。国際取引には国別、業態別、業種別、行政目的別に様々なニーズ、歴史的な商慣習があり、それらを全部に網羅する書式を策定して、グローバルに利用促進することは容易ではない⁹⁶。

(4)信用状送付の電子化

貿易手続における現在の信用状の実務をみると、発行銀行から国境を越えて通知銀行に送付される信用状は、大半がすでに SWIFT⁹⁷経由で電子メッセージにより送信されている。さらに現在では日本を含む多くの国で、発行依頼人と発行銀行の間の発行依頼手続、通知銀行と受益者間の信用状の内容伝達も、電子データで行われている。信用状通知の伝達手段についての UCP の規定はない。しかし電子的な通知には事前に通知銀行と受益者の間で取決めがあることが前提である。紙での通知も行われるのか、電子データのみなのか、またどれが信用状の原本なのか明確にしなければならない。

信用状が要求する運送書類・保険証券・原産地証明書など貿易取引に関する書類のペーパーレス化には課題が多く、世界の銀行を含む貿易関係業者のすべてにおいて受け入れられるような、確実に信頼性のある貿易関連のデータを電子作成し、かつ安全に授受するシステムの普及はいまだ十分ではない。

このため ICC の「国際スタンバイ規則(ISP98)」では、eUCP に先駆けて、書類の電子的呈示のルールが導入されている⁹⁸。

(5)信用状取引における銀行慣行の変化

貿易関連書類の電子呈示が世界に普及する時代になれば、現在の紙ベースの信用状取引における銀行の役割を大きく変える可能性がある。電子環境においては、信用状発行銀行は通知銀行や指定銀行を介在させることなく、直接受益者と応答ができる。同様に受益者も買取銀行や取立銀行を介在させずに、電子記録を直接発行銀行に呈示できる。指定銀行(受益者の取引銀行)は貿易金融やリスク回避の目的で一定の役割を果たせるが、受益者は指定銀行を介在させるメリットと、直接電子記録を発行銀行に呈示できる効率性を比較的に考量するようになると思われる⁹⁹。

2、貿易電子化の動向

(1)電子運送書類の要件

まず船荷証券を電子化するには(電子船荷証券)、従来の紙の証券がもっていた機能を損なわないようにしなければならない。紙の船荷証券の形式をとらない場合に物権の移転をどのような方式によって生じさせるか、各国の物権法はさまざまであり、すべての国で運送品の物権移転を生じさせる要件を満たす国際的統一規則制定への過程もまだ

⁹⁶ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 263 頁。

⁹⁷ 浦野直義監修・前出注 (80) 16 頁。SWIFT (通称国際銀行間通信協会) は、銀行やその他の金融機関の間の通信を取り扱うネットワークを運営する組織である。

⁹⁸ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 263 頁。

⁹⁹ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 264 頁。

示されていない。電子船荷証券に限らず、一国での取引の法的有効性は相手国でも保証されなければならない。

海上運送状は権利証券ではなく、書式の基準化も進んでいて、万国海法会(CMI)の「電子式船荷証券のための CMI 規則(1990 年)」が成立しているので、その電子化には比較的障害は少ないと思われる。一方、航空運送書類(Airway Bill)に関しては、国際航空運送協会(IATA)が航空運送書類の電子化推進構想「E-freight Initiative」を発表、2007 年～2020 年に全貨物・全航空路を対象として、通関当局の協力を得られ、法的安定性が確保される地域からペーパーレス化を始めている。具体的には第一陣が香港、シンガポール、イギリスなど、第二陣がオーストラリア、韓国、アメリカ、ヨーロッパなど、2010 年以降には、日本を含め全世界、全輸送路で電子化(搭載予約、運賃請求を含む)を図ることになっている¹⁰⁰。

貿易手続電子化と決済の電子化については、過去から現在まで、いくつかのプロジェクトがあるが、以下では SWIFT が関与する二つのシステムを紹介する。

(2) Bolero (ボレロ) ¹⁰¹

1999 年 9 月に実稼働したボレロは最初「参加者に法的枠組を提供し、データの受発信と伝送および保存の確実性と安全性について責任と義務を負い、世界の貿易関係者に共通のプラットフォームを提供する」という主張を掲げた。ボレロの中核を占めるのは安全で確実な通信基盤、船荷証券の中央権利登録データベースならびに全参加者を法的に拘束する法的基盤としてのルールブックである。またボレロは電子船荷証券の場合も、貨物に係る権利移転が多く、多くの国で法的に有効に行えることを調査した。取り扱う運送書類は船荷証券に限定されない。

信用状業務では、買主と発行銀行の間、通知銀行と売主の間をネットワークで接続する開設依頼、通知サービスなどがある。信用状の受益者は、通知銀行よりボレロの共通書式で電子的アドバイスを受ける方式である。発足当初日本を含む世界で多くの大企業が参加したが、現状における活動は活発とはいえない。理由は海上運送状の普及、参加企業内ネットワークとの競合、高い加盟費・運営費、ビジネス特許での過剰なユーザー囲い込み、結果としてネットワークの外部性効果が発揮できないことがあげられている¹⁰²。

(3) TSU¹⁰³

¹⁰⁰ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 264 頁。

¹⁰¹ 江頭憲治郎・前出注 (94) 156 頁。ボレロは、1994 年に、EU バックアップの下に欧米の 26 の関係者が船荷証券の電子化の実験を始めたのが起源である。その後事業化に着手し、1998 年に、国際金融取引に関する銀行間の通信ネットワークである SWIFT と複合運送事業に従事する船会社、フレイト・フォワード一等の相互責任保険組合である TT クラブの折半出資によりボレロ・インターナショナル・ミリティドが設立された。

¹⁰² 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 265 頁。

¹⁰³ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 266 頁。SWIFT が 2002 年に Trade Services Advisory Group (TSAG) を設立した。従来の貿易取引商品から、企業サプライチェーン全体にわたる銀行サービスをサポートする方向にフォーカスを拡大するよう推奨されて、Trade Services Utility

次に世界の有力銀行と組んでボレロの機能を簡略化し、運送書類も船荷証券に限定せず、所有権移転も管理しない送金ベースの TSU 商業版を SWIFT は 2006 年 2 月に完成させた。このシステムは貿易実務の効率化、迅速化の進捗状況にあわせて、三つのフェーズに分け、売買当事者の間に輸出側銀行と輸入側銀行が介在して、書類の電子化と自動チェックを進めることにした。ルール詳細は TSU の要件定義に記載されている。第一フェーズでは、買主の商品発注書を売主が承認すれば、当該商品発注書が銀行経由で TSU に電子登録され、売主は出荷を行って売買契約で定める貿易関連書類を銀行に持ち込み(紙でも電子データでも可)、銀行が電子データとして TSU へ入力、TSU は自動チェックを行って、結果を輸入側に伝達する。最後に買主が輸入側銀行に支払指示を出し、送金ベースで貿易代金が決済される。第二フェーズでは買主の支払意思通知機能と独立性を持つ銀行間支払確約機能がシステムに加わり、買主が不払いの場合は銀行が責任を負う。商品発注情報と商品出荷情報を自動マッチングし、合致していれば、銀行が取引代金の自動決済を行う。第三フェーズでは商品発注情報に対応した電子信用状(eL/C)が導入される。この段階で、一部書類から始めて、最終的には全書類をペーパーレス化して電子呈示を実現すること(eUCP に準拠)になる¹⁰⁴。

3、eUCP の適用範囲・定義

(1)eUCP の制定と判版(Version)

eUCP は、UCP500 に対応して 2002 年 4 月から有効となった。UCP600 の起草段階で、現実には eUCP 第 10 版の使用は限定的なので、電子取引に関する項目は UCP 本体に取り込むべきではなく、UCP の追補にとどめるべきとの見解でまとまった。そしてほとんど文言を変更することなく、UCP600 と同時に eUCP 第 11 版として施行された¹⁰⁵。

(2) eUCP の第 1 条の適用範囲

eUCP は電子記録の呈示のために UCP の条項を拡張または修正するのに必要と見なされる条項のみから構成されている。追補という言葉は、ISP98 や URDG とは違い、eUCP は UCP の参照によって運用されるルールであって、それ自体で完結したルールではないことを示す。信用状に eUCP に準拠する旨を示されている場合にのみ、UCP の追補として eUCP が適用される。逆にいえば、信用状で許容されていない限り、電子書類が呈示されても、当該信用状の条件を充足する呈示にはあたらないことになる¹⁰⁶。

また eUCP は版数(Version)が明示さなければならない。版数(Version)が明示されていない場合は、信用状発行日において有効な版に準拠し、また受益者の応諾を必要とす

(TSU)が生まれたのである。TSU は、銀行がメッセージ標準およびインフラを使用しつつ付加価値サービスで競争することを可能にする。銀行が提供する競合サービスにはファイナンス、リスク緩和サービス、文書チェック、情報サービス、企業内売掛および買掛のインソーシングなどが含まれる。

¹⁰⁴ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 265 頁。

¹⁰⁵ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 266 頁。

¹⁰⁶ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 266 頁～267 頁。

る信用状条件変さらによって eUCP に準拠することになる事件では、条件変更日において有効な版に準拠することになる。

(3) eUCP の第 2 条 UCP に対する関係

eUCP に準拠する信用状(以下「eUCP 信用状」という)は、当然 UCP にも準拠する。UCP が本則であり、eUCP は附則なのである。ただし両規則を適用する結果が違った場合は eUCP が優先することになる。最も eUCP においては、紙の書類の呈示も許容されている。eUCP に準拠する信用状であっても、受益者が紙の書類のみを選択し、すべて紙の書類が呈示された場合は UCP が適用される。また、信用状で紙の書類のみが要求され、電子的書類が要求されていない場合も、UCP だけが適用される¹⁰⁷。

2.1.3 「ICC 契約保証証券統一規則」(Uniform Rules for Contract Guarantees; URCG325)

1978 年に、ICC が「ICC 契約保証証券統一規則」(Uniform Rules for Contract Guarantees、出版番号 325、以下 URCG 325 と略称する)を制定した。その目的は、国際信用担保規則を従属の保証という仕組みに取り入れることである。

この規則は合計 11 条がある。内容が三つに分けている。第一部(1~2 条)は、「ICC 契約保証証券統一規則」の範囲と定義を明確した。信用範囲について、主に以下のように強調した。a、本規則の適用は、契約によって、明示的に修正また除外されている場合を除き、本規則に基づくすべての担保に関する義務を負う声明した当事者に対して拘束力をもつ。b、本規則のすべての規定が適用する担保の法律と抵触し、当事者がその法律を違背することができない場合に、その法律の規定を適用する。定義に関する定めが、主に入札保証、契約履行保証、前受金返還保証について、定義を明確した。第二部(3~9 条)において、受益者に対する担保人の責任、受益者の代金を催促する請求の期限、保証書の有効期限および返還、原因取引と保証書についての修正、代金請求の申請、申請人の契約違反に関する証拠の提供などを明確した。第三部(10-11 条)は、信用担保の紛争解決の方法と法律の適用に関する問題を明確した。

2.1.4 「ICC 請求払保証に関する統一規則」(Uniform Rules for Demand Guarantees ; URDG758)

1991 年 1 月に国際商業会議所技術と実務委員会と国際商業慣例委員会が起草した「ICC 請求払保証に関する統一規則」(Uniform Rules for Demand Guarantees)が公布された。2010 年に改訂され、出版番号 758、URDG758 とも呼ばれる。この規則は、主にプラント輸出海外建設工事・国際入札などの契約に伴う銀行の保証状に関する規則である。

スタンドバイ信用状は、最初に保証書の代替という方式で誕生した。それは銀行また非銀行の金融機関が取引の当事者の請求また指示に応じて、受益者に提出する書類である。その内容は受益者に対して、呈示される表面上契約の規定と一致する書類によって、

¹⁰⁷ 三菱 UFJ サーチ&コンサルティング編、八尾晃ほか著・前出注 (5) 267 頁。

生じる代金の支払を承諾することである。適用において、スタンバイ信用状が請求払い保証書と類似的な法律効力を持つと解釈している。

2.1.5 「国際スタンバイ規則」(International Standby Practices ;ISP98)

1999年1月1日に国際銀行法律と実務学会と国際商業会議所技術と実務委員会が制定した「国際スタンバイ規則」が実施された。その適用は、ISB98に基づく開設する明文の記載はないとスタンバイ信用状の管轄とならない。一つのスタンバイ信用状に、同時にUCP600とISP98に基づき開設することをはっきり注記することができる。しかし、ISP98と関連しないまた明確な規定がある場合を除き、UCP600を適用することができる。すなわち、ISP98がUCP600を優先して適用することを明確に規定された。

2.2 節 国際条約（「国連独立担保およびスタンバイ信用状条約」）

1996年国連貿易法委員会(UNCITRAL)の下級のヨーロッパとアメリカの専門家が構成した国際契約慣例グループが、ヨーロッパの法律と慣例を参考し、アメリカのスタンバイ信用状を導入し、「国連独立担保およびスタンバイ信用状条約」を起草した。2000年1月に実施された「国連独立担保およびスタンバイ信用状条約」が、国際貿易実務において、広範に使用されている請求払保証とスタンバイ信用状の規則を統一して、その共同の原理と仕組みを強化した。また、起草の段階で、大陸法系と英米法系の違う観点を混ぜ合わせたので、世界範囲において、条約としての非常に強い統一性を持っていると思われる。

2.3 節 成文法の規定

2.3.1 「アメリカ統一商法典」

アメリカの法律においては、少なくとも州法が、イギリス法を継受したものであるの
で、信用状も、イギリス法の考え方に従っている。アメリカでしばしば引用される指導
的判例は、*KMW International v. Chase Manhattan Bank* 事件(606 F.2d.10(2nd
Cir.1979))である。この事件では、KMW とイラン国水資源・電力局との間で電性の売
買契約が締結され、契約の履行を保証する目的で信用状が発行された。発行銀行として
の *Chase Manhattan Bank* にとって、信用状と関連書類が提示されるときに、*Banquet*
Etebarate of Tehran に支払がなされる約束になっていた。しかし、信用状が相手方に
送付されたあと、イランで内乱が起こり、イラン国水資源・電力局は廃止された。そこ
で KMW は、本件訴訟を起こし、*Chase Manhattan Bank* による決済を差し止めよう
とした。普通の契約であれば不可抗力を理由として契約上の義務がなくなり、禁止命令
は容易に得られるものと思われる、しかし、信用状の場合には、原因関係はその効力に
影響を与えることはなく、信用状の条件となっている書面が信用状と一緒に提示され
た場合には、決済を拒絶することはできない。第二巡回上訴裁判所が、商業会議所が発行
した UCP を参照し、さらに禁止命令に関する指導的諸判例を検討し、被告勝訴の判決

を下した。

アメリカ統一商事法典(Uniform Commercial Code;UCC)は、アメリカ各州の商事取引法を現代化し統一する目的で、統一州法委員全国会議(National Conference of Commissioners on Uniform State Law) およびアメリカ法律協会(American Law Institute)を中心に、アメリカ法律家協会の協力の下に制定された法典である。そして、現在に至るまで頻繁な改正がなされてきた。

すべての州で採用され、コロンビア特別区、グアムおよびバジン諸島でも採用されている。ただし、ルイジアナ州に関しては第 2 編・第 6 編・第 9 編を採用していない。この法典は取引に関する法典であって会社法を含んでいない。

アメリカ法は、コモン・ローと呼ばれる判例法を中心に発達してきた。植民地時代にイギリス法を継承したためであるが、現在ではイギリス法とはかなり違った独自の法体系(Legal System)を形成している。たとえば、憲法は、アメリカ合衆国憲法としてまとまっているが、イギリスでは「～憲法」という形ではない。アメリカ法では、大陸法(Civil law)のように制定法による規律が増えてきており、イギリス法と大陸法系の中間の位置にあると言うこともできる。これは判例の積み重ねでは時代の流れに追いつかず、また法的安定性にも問題があるという理由があげられる。そして、UCC も、まさにその流れの中で形成されつつある代表的な制定法の一つなのである¹⁰⁸。

UCC が、統一州法全国委員会会議とアメリカ法律協会によって 1952 年に初めて提案され、数次の改定を経て現在に至っている。1960 年代になってから各州において採用が始まった。そして、各州の法を統一し、よりスムーズな商取引を実現するために制定された。アメリカでは州際通商に際して、各州で適用される法が違うために、たびたび争いが起こっていた。この不便利を解消するために、各州の商事関係の法を統一させる運動が起こり、UCC が制定されることになった。UCC は、商取引をかなり広範囲にカバーする商法典で、実質的にはアメリカの商事法であると言える。

2.3.2 国際貿易における信用状に関する中国の規範

中国においては、信用状に関する紛争が多発している。現在までに国際貿易領域における信用状に対する直接に立法を制定されていない。主に間接的規定を設けている。これを規整する単行法が制定されておらず、裁判所の判断に任せているが、下級審の判決がかならずしも統一していないのは現状である。

最高人民法院所が 1989 年 6 月公布した「全国沿海地区涉外、涉港澳經濟審判工作座談会紀要」(以下「紀要」と略称する。)に、信用状の独立性を肯定した上で、裁判所が簡単に銀行の発行した信用状を凍結しないことを定め、人民銀行の信用状を凍結する要件および権限を規定した。しかし、この「紀要」の司法解釈は法律効力が比較的に低いので、日増しに増加している信用状詐欺案件に対して、法律効力は十分ではない。

また、最高人民法院所が 2003 年 7 月 16 日公布した「恣意による信用状における支

¹⁰⁸ 王江雨訳・前出注(8)7頁。

